

第2期浜松市子ども・若者支援プラン(案)

に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聞きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「第2期浜松市子ども・若者支援プラン(案)」とは

子ども・若者支援プランは、子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するものです。

第1期浜松市子ども・若者支援プランが令和元年度で計画期間の満了となるため、令和2年度以降の5年間を計画期間とする「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和元年11月25日（月）～令和元年12月25日（水）

3. 案の公表先

次世代育成課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメPRコーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	次世代育成課（市役所本館2階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 次世代育成課あて
③電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2039（次世代育成課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和2年2月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部次世代育成課（TEL 053-457-2795）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）
 - 第1部 総論 P 1～P 15
 - 第2部 子ども・子育て支援 P 17～P 65
 - 第3部 ひとり親家庭等自立促進 P 67～P 85
 - 第4部 若者支援 P 87～P 111
- 巻末資料 P 113～P 120
- 意見提出様式（参考） P 121

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	第2期浜松市子ども・若者支援プラン（案）								
趣旨・目的	子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するものです。								
策定（見直し）に至った背景・経緯	平成27年度からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施を図るため策定した、「第1期浜松市子ども・若者支援プラン」が令和元年度で計画期間の満了となるため、これまでの取り組みを検証とともに、引き続き子ども・子育て支援や社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を支援するための施策を、総合的かつ計画的に推進するため「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定します。								
立案した際の実施機関の考え方及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援、ひとり親の自立促進、若者支援の取り組みを一体的に進めます。 ・ 子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松の実現を目指します。 								
案のポイント（見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会情勢の変化を踏まえ、待機児童の解消等、従来からの課題に加え子ども・若者の貧困など新たな課題にも取り組んでまいります。 ・ ニーズ調査結果に基づき、就学前における教育・保育の量の見込みと確保の内容を明確にし、施設整備の推進を図ります。 ・ ひとり親家庭が子育てと仕事を両立し、また、自立した生活を送れるよう総合的な支援を推進します。 ・ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者やその家族を支援するため、相談体制の充実や支援機関との連携強化を図ります。 								
関係法令・上位計画など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども・子育て支援法第61条第1項 ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条第2項 								
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">令和元年11月～12月</td> <td>案の公表、意見募集</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月</td> <td>案の修正、市の考え方作成</td> </tr> <tr> <td>令和2年2月</td> <td>意見募集の結果、市の考え方公表</td> </tr> <tr> <td>令和2年4月</td> <td>第2期プラン施行</td> </tr> </table>	令和元年11月～12月	案の公表、意見募集	令和2年1月	案の修正、市の考え方作成	令和2年2月	意見募集の結果、市の考え方公表	令和2年4月	第2期プラン施行
令和元年11月～12月	案の公表、意見募集								
令和2年1月	案の修正、市の考え方作成								
令和2年2月	意見募集の結果、市の考え方公表								
令和2年4月	第2期プラン施行								

第2期 浜松市子ども・若者支援プラン(案)

令和2年度～令和6年度

浜松市

目 次

第1部 総論	1
計画策定にあたって	2
1 基本理念	2
2 根拠法令	2
3 計画策定の背景	2
4 計画の位置づけ	3
5 計画の期間	4
6-1 施策の体系	5
6-2 基本施策と事業	6
7 推進体制	12
8 点検及び評価	12
9 第1期プランにおける取組と成果	13
10 第2期プランの成果指標と目標	15
第2部 子ども・子育て支援事業計画	17
第1章 はじめに	18
1 趣旨	18
2 経緯	18
第2章 浜松市の現況	18
I 人口・家族・社会に関すること	18
1 人口の推移	18
2 人口構成の推移	19
3 平均初婚年齢	19
4 浜松市の未婚率	20
5 出生数の推移	20
6 合計特殊出生率の推移	21
7 女性の就業率	21
II 認定こども園、幼稚園、保育所、放課後児童会等の利用の状況	22
1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移	22

2 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移	22
3 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移	23
4 保育所等の待機児童の状況	24
5 放課後児童会の待機児童の状況	24
第3章 ニーズ調査結果等について	25
I 調査の概要	25
1 調査の目的	25
2 調査項目	25
3 調査方法	26
4 回収状況	26
5 調査結果の概要（主なもの）	26
II 調査結果の考察	27
第4章 事業計画	31
I 施策体系	31
II 提供区域の設定	31
1 考察した諸条件	31
2 就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域	33
3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域	34
III 就学前における教育・保育	37
1 質の高い教育・保育の提供	37
2 保育利用率の目標数値	38
3 量の見込み、確保の内容とその実施時期	39
IV 地域子ども・子育て支援事業	40
V 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保	53
VI 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	53
VII 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実	54
VIII 子供の貧困対策の充実	56
IX 職業生活と家庭生活の両立	57
X 総合的な放課後児童対策に関する事項	58

XI その他の施策	59
ニーズ調査結果（主なもの）	60
第3部 ひとり親家庭等自立促進	67
第1章 はじめに	68
1 趣旨	68
2 経緯	68
第2章 ひとり親家庭をめぐる現状と課題	69
1 ひとり親家庭等の現状	69
2 ひとり親家庭等自立促進の課題	79
3 施策体系	80
第3章 具体的な支援施策	81
1 子育て・生活支援	81
2 就業支援	82
3 養育費確保支援	83
4 経済的支援	84
第4部 若者支援	87
第1章 はじめに	88
第2章 若者をめぐる現状と課題	90
I 若者の現状	90
1 社会環境の変化	90
2 浜松市の若者の現状	92
II 若者支援の課題	104
第3章 施策の展開	105
I 施策の柱	105
II 施策の柱	105
III 具体的な支援施策	106

施策の柱 1 若者支援に関わる関係機関のネットワークづくりの推進	106
施策の柱 2 困難を抱える若者とその家族への支援	108
巻末資料	113
用語の定義	114
児童人口推計	118

第1部 総論

計画策定にあたって

計画策定にあたって

1 基本理念

子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松

浜松市は、すべての市民が生涯にわたりいきいきと暮らせるまちづくりを進めています。そのためには、浜松市のすべての子供を社会全体で健全に育成し、社会生活を送るうえで困難を感じることがない自立した若者になるよう支援するとともに、すべての家庭において安心して子育て・生活ができるような取組みが求められます。

こうしたことから、子ども・若者支援プランの基本理念をこのように定めます。

2 根拠法令

項目	根拠法令
子ども・子育て支援に関すること	子ども・子育て支援法第61条第1項 次世代育成支援対策推進法第8条第1項
ひとり親家庭等自立促進に関すること	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
若者支援に関すること	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項

3 計画策定の背景

近年の我が国は、結婚・出産に対する個人の意識が多様化し、未婚化、晩婚化等による少子化の進行に歯止めがかかる気配は感じられません。一方で、家庭における養育力・教育力の低下や児童虐待の増加、地域社会における人間関係の希薄化等、子供を取り巻く環境は変化し続けています。

また、ひとり親家庭においては「子育て」と「生計」の二つの役割を担うため、子供の養育や教育、経済的なこと等、さまざまな困難に直面しています。

子供を取り巻く社会や家庭の環境が子供の育ちに大きく影響し、ニートやひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者となってしまうこともあります。

本市では、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」により、子ども・子育て支援事業計画にひとり親家庭や若者支援の施策を一体的に取りまとめた総合的な計画として、「第1期 浜松市子ども・若者支援プラン」を策定しました。(計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間。以下、「第1期プラン」といいます。)

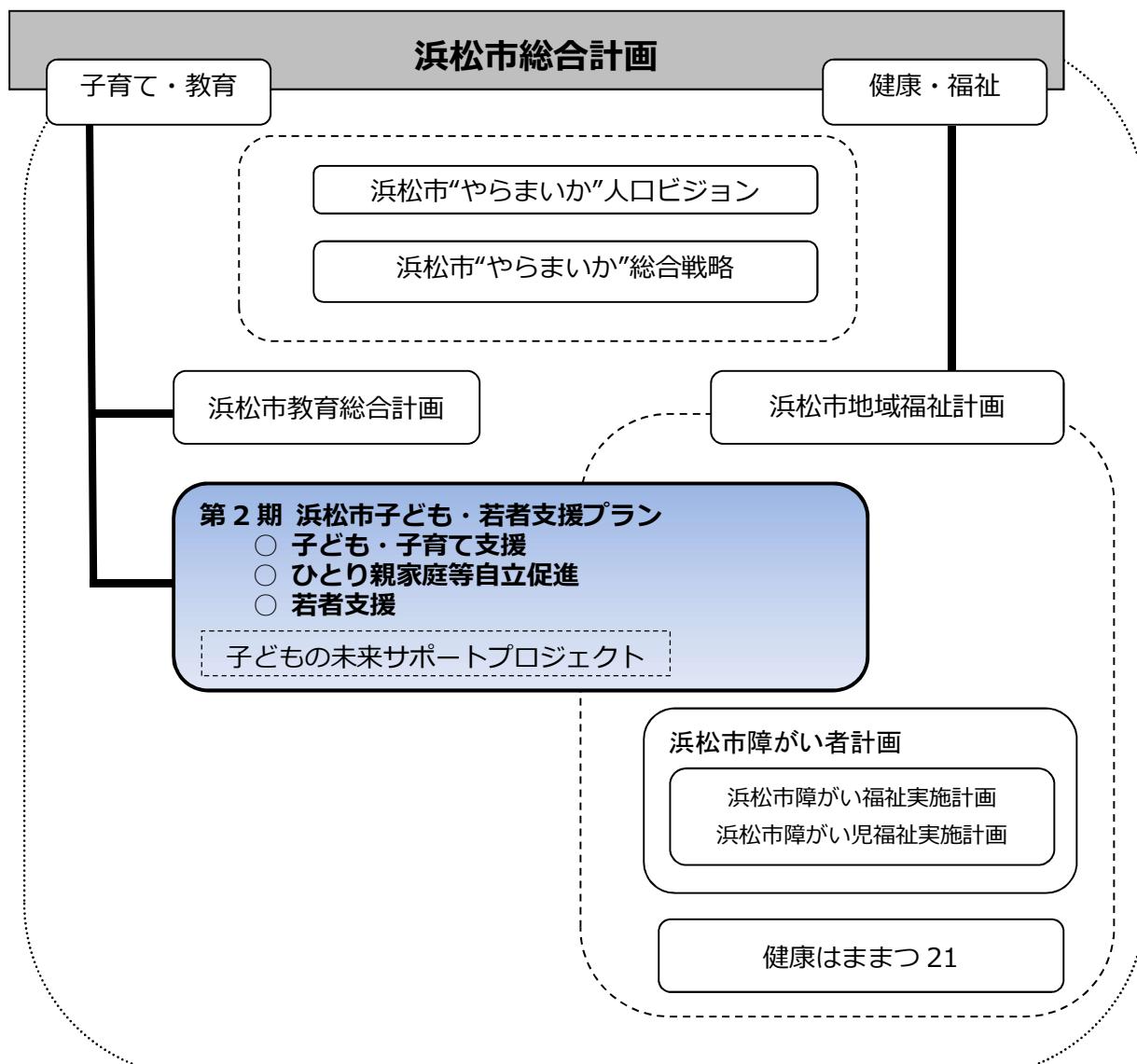
この第1期プランに基づき子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援施策を開きました。

今般、第1期プランの計画期間が終了するにあたり、「第2期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間。以下、「第2期プラン」といいます。)を策定しました。

この第2期プランにおいては、子供・若者を取り巻く従来からの課題に加え、昨今の社会情勢により新たに発生した課題に取り組むべく、子供から若者まで幅広い年齢層の中で切れ目のない支援をしていくことで、引き続き「子どもの育ちと若者の自立を支え、安心して暮らすことができるまち浜松」の実現を目指し幅広い施策を推進してまいります。

4 計画の位置づけ

第2期プランは、浜松市総合計画を上位計画とし、「子育て・教育」分野の個別計画に位置づけられます。また、浜松市教育総合計画等の各個別計画と連携を図ります。



参考

浜松市総合計画では「10年後の目標(政策の柱)」及び「基本政策」を定めます。

◆10年後の目標(政策の柱)

- ・子どもたちの成長を第一に考えた地域社会のサポートにより、仕事と子育てが両立できる環境が整っている。
- ・すべての子どもたちは、互いの個性を認め合い、夢と希望を持って学び、生きる力を身に付けている。

◆基本政策

- ・子どもの育ちを支え、若者の自立を応援するまちづくり
- ・市民協働による未来創造へのひとづくり

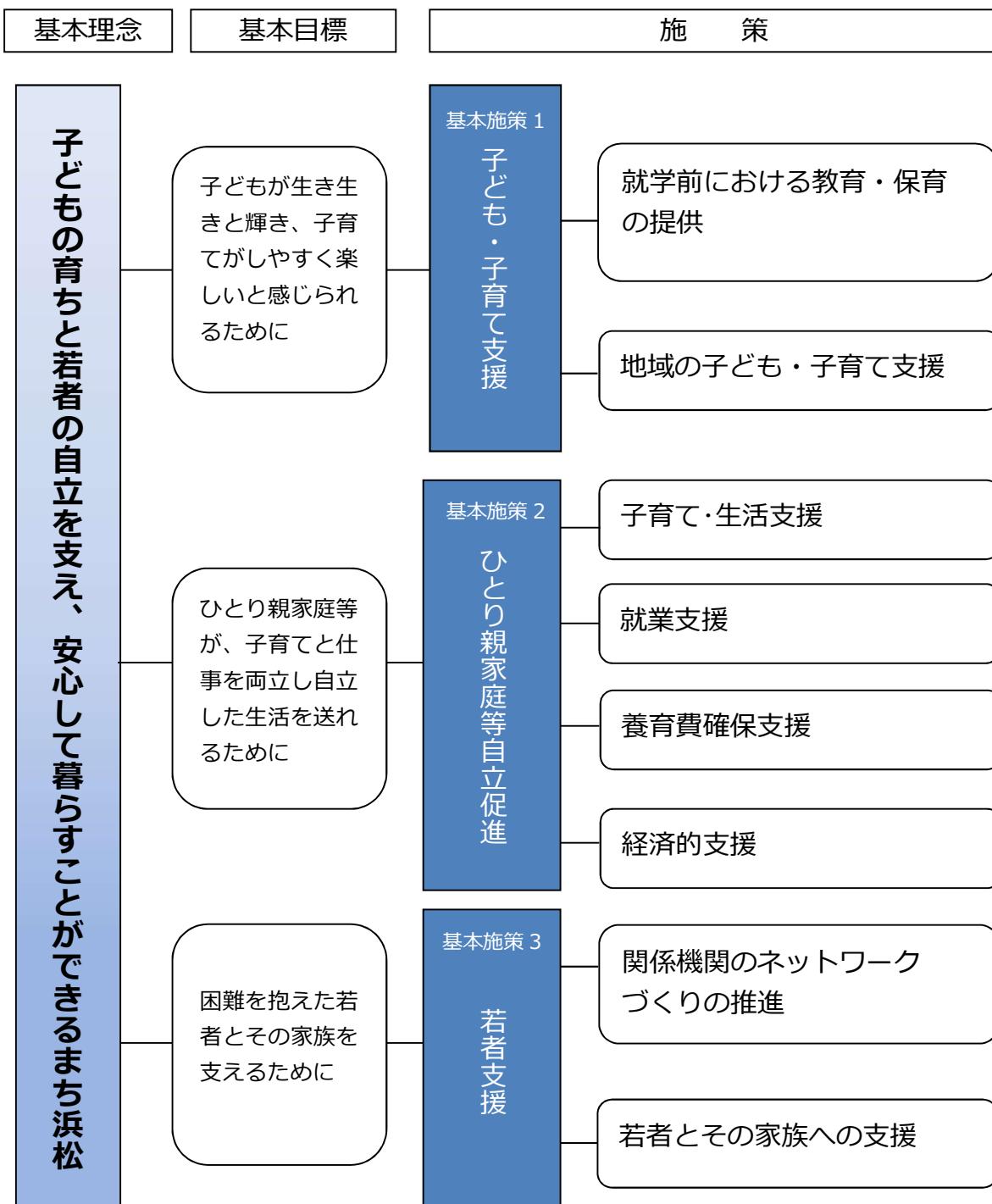
5 計画の期間

計画策定の時期は令和2年3月とします。また、計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて中間年を目安に見直しを行います。

第1期計画					第2期計画				
平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
第1期 浜松市子ども・若者支援 プラン					第2期 浜松市子ども・若者支援プラン				
				策定					
								必要により 見直し	

6-1 施策の体系

第2期プランにおける基本施策の体系を次のように定め、基本施策毎に事業を実施します。



6-2 基本施策と事業

基本施策1～3ごとに様々な事業を実施します。また、基本施策1の子ども・子育て支援事業の中には、基本施策2や基本施策3に関連する事業があり、実施事業の効果を幅広い支援につなげます。

基本施策1 子ども・子育て支援

ア 重点的に取組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）

(ア) 就学前における教育・保育の提供（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

No.	事業名
1	認定こども園、幼稚園、保育所
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）

(イ) 地域の子ども・子育て支援（詳細は第2部「子ども・子育て支援」で定めます。）

No.	事業名
1	(1)特定型利用者支援事業
	(2)母子保健型利用者支援事業
2	時間外保育事業(延長保育事業等)
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	(1)養育支援訪問事業
	(2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	(1)一般型一時預かり事業
	(2)幼稚園型一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
11	妊婦健康診査事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業

イ その他の事業（子ども・子育て支援法に定めのない事業）

No.	事業名
地域社会における子育て支援サービスの充実	
1	保育ママ事業
2	子育て情報センター管理運営事業
3	児童手当支給事業
4	すこやかキッズフェスティバル
5	放課後子供教室
6	放課後の子どもたちの居場所づくり
7	類似放課後児童クラブ助成事業
8	市立保育所特別保育推進事業(世代間交流)
9	市立保育所施設整備事業
10	市立幼稚園施設整備事業
11	私立保育所等事業費助成事業(障害児保育、食物アレルギー児調理業務、食育の推進、外国人児童保育)
12	私立保育所等入所児童処遇向上費助成事業(低年齢児保育、予備保育土雇上、産休等代替職員雇上)
13	私立保育所等施設整備費助成事業
14	私立保育所施設整備償還費助成事業
15	認証保育所助成事業
16	認証保育所利用者助成事業
17	保育土等確保対策費助成事業
18	サテライト型小規模保育事業費助成事業
19	移動児童館事業
20	浜松こども館運営事業
21	青少年の家管理運営事業
22	天竜自然体験センター運営・整備事業
23	青少年団体等活動助成事業
24	地域(中学校区)青少年健全育成会事業
25	児童遊園等整備支援事業
26	地域子育て推進事業
27	はますぐヘルパー利用事業
28	幼児教育・保育無償化関連事業(※新規事業)

子育て中の親子・思春期の子どもの健康の確保及び増進	
29	妊娠期健康講座事業
30	母子相談事業
31	乳幼児健康診査事業
32	妊産婦乳幼児訪問事業
33	母子予防接種事業
34	食育推進事業
35	思春期性教育事業
36	ひきこもり家族教室
37	子ども医療費助成事業
38	不妊治療費等支援事業
39	小児慢性特定疾病対策事業
40	自立支援育成医療費支援事業
41	未熟児養育医療費支援事業
42	結核児童医療費等支援事業
43	産後ケア事業
44	産婦健康診査事業

心身の健やかな成長を願う教育環境の整備	
45	赤ちゃんとのふれあい体験事業
46	私立学校教育振興助成事業
47	ジュニアスポーツ育成事業
48	就学相談・就学支援業務
49	私立幼稚園子育て支援事業
50	私立幼稚園教育振興助成事業
51	外国人学校等への支援
52	市立幼稚園の通常学級における特別な支援を要する園児への個別支援
53	遠距離通園費援助事業
54	市立幼稚園教育指導支援員配置事業
55	市立幼稚園教育研究・指導事業
56	市立幼稚園特色化推進事業
57	浜松市幼稚園P.T.A連絡協議会活動助成事業
58	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業
59	家庭教育推進事業
60	私立学校施設整備助成事業
61	私立幼稚園就園奨励助成事業
62	子ども講座事業

63	子育て講座事業
64	地区社会福祉協議会活動支援事業
65	地域ふれあい事業
66	いじめ問題再調査委員会
67	いじめ問題対策連絡協議会事業
68	教育・保育施設等重大事故再発防止検証会議
69	青少年育成センター事業(補導・環境浄化事業)
70	幼児教育・保育無償化事業（※新規事業）

子育てを支援する生活環境の整備

71	安全で安心なまちづくり支援事業
72	多世帯住まい支えあい事業

職業生活と家庭生活の両立の推進

73	事業所向け男女共同参画の視点からの意識啓発事業
74	ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認証事業
75	女性就労支援事業
76	マザーズサロン連携事業

子どもの安全の確保

77	通学路の安全対策
78	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

保護を必要とする子どもへのきめ細かな対応

79	児童相談・児童保護事業
80	里親支援事業
81	児童福祉施設運営助成事業
82	児童福祉施設整備助成事業
83	母子生活支援・助産施設保護事業
84	社会的養護体制整備事業
85	児童家庭相談事業
86	一時保護所運営事業
87	児童家庭支援センター設置運営事業
88	未成年後見人支援事業
89	発達医療総合福祉センター運営事業
90	障害児地域生活支援事業
91	発達支援広場事業
92	児童発達支援センター運営事業

93	発達相談支援センター事業
94	障害者相談支援事業
95	発達障害者支援人材育成事業
96	発達障害者支援体制整備事業
97	女性相談保護事業
98	精神保健福祉相談

結婚・妊娠に対する前向きな機運の醸成

99	結婚の希望を実現するための支援
100	家族を形成する意識の育成

経済的に困窮状態にある子どもへの支援

101	学習支援事業
102	子どもの貧困対策コーディネーター事業

基本施策2 ひとり親家庭等自立促進

(詳細は第3部「ひとり親家庭等自立促進」で定めます。)

No.	事業名
1	ひとり親家庭等日常生活支援事業
2	子育てに関する相談
3	ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
4	市営住宅
5	母子生活支援施設
6	ひとり親家庭等生活向上事業
7	ひとり親家庭の交流支援
8	母子家庭等就業・自立支援センターでの就業支援の充実強化
9	自立支援プログラム策定事業
10	各就業支援事業の活用促進
11	自立支援教育訓練給付金事業
12	高等職業訓練促進給付金等事業
13	資格取得のための講習会
14	ひとり親家庭等への支援に関する事業主への啓発・優遇制度の周知
15	養育費相談
16	養育費セミナー
17	児童扶養手当
18	ひとり親家庭等自立支援手当

19	遺児等福祉手当
20	交通遺児等福祉手当
21	母子父子寡婦福祉資金
22	生活・生計の維持に関する相談
23	経済的支援にかかる各種支援制度の周知
24	母子家庭等医療費助成

基本施策3 若者支援

(詳細は第4部「若者支援」で定めます。)

No.	事業名
1	若者支援地域協議会
2	若者相談支援窓口「わかば」
3	支援機関マップの作成、配布(※)
4	若者支援スーパーバイザーの委嘱(※)
5	合同相談会(※)
6	ひきこもり対策推進事業
7	校外、校内適応指導教室(※)
8	青少年支援体験活動事業
9	生活困窮者自立支援事業(※)
10	進路について語る会（外国にルーツを持つ若者とその家族への支援）(※)
11	障がい者自立支援協議会事業(※)
12	基幹相談支援センター事業(※)
13	発達相談支援センター事業(※)
14	医師による無料相談(※)
15	サポートステーションはままつ事業
16	教育総合支援センターとの連携(※)
17	青少年健全育成事業(※)
18	補導・環境浄化事業(※)
19	いじめ問題対策連絡協議会(※)

(※) は第1期プラン掲載事業の分類を見直し、整理した上で第2期プランから掲載した事業

7 推進体制

(1) 子ども・子育て支援、ひとり親家庭等自立促進の推進体制

庁内体制

■ 浜松市子ども・若者支援推進会議

市長を会長、関係部長等を委員とする「浜松市子ども・若者支援推進会議」を設置し、子ども・子育て支援の総合的な施策展開の検討・調整等を行います。

諮問機関としての合議体

■ 浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

浜松市社会福祉審議会条例に基づき、学識経験者や児童に関する事業に従事する者等から組織する浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、子ども・若者支援プランの推進等について審議を行います。(法に規定する「地方版子ども・子育て会議」の位置づけになります。)

(2) 若者支援の推進体制

■ 若者支援地域協議会

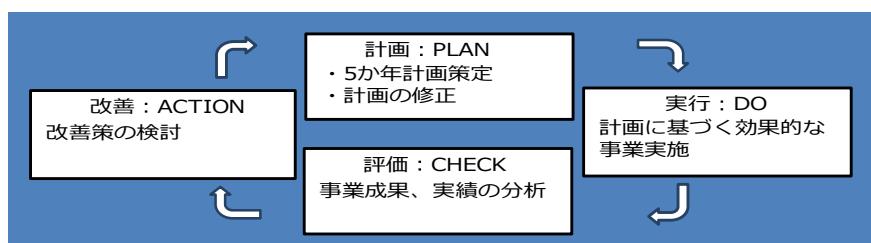
国、静岡県、市の関係機関及び民間支援団体からなる「若者支援地域協議会」が主体となり、若者支援を推進します。

■ その他関係機関との連携等

社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の自立を見通し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、若者支援地域協議会と要保護児童対策地域協議会とが有機的に連携し、子ども・若者支援を推進します。また、支援の状況について社会福祉審議会児童福祉専門分科会へ報告することで、その他の関係機関や団体と情報を共有します。

8 点検及び評価

子ども・若者支援プランの進捗については、浜松市こども家庭部が進捗管理を行い、実績や課題の整理を行うとともに、浜松市子ども・若者支援推進会議、浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会及び若者支援地域協議会に意見を求め、子ども・若者支援プランの見直しに反映することで、P D C A サイクルの中で計画に基づく事業効果を高めています。



9 第1期プランにおける取組と成果

平成27年度に策定した第1期プラン（計画期間：5年間）に基づき、子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開しました。

第1期プランでは利用者の視点に立った指標として、「浜松市市民アンケート調査結果」の「子育てがしやすい」と感じる人の割合を成果指標に設定し、住民の満足度向上に努めてまいりました。

第1期プランでは、基本施策1「子ども・子育て支援」、基本施策2「ひとり親家庭自立促進」、基本施策3「若者支援」を3つの柱とし、基本施策1においては、待機児童の解消に向けて認定こども園や認可保育所、放課後児童会の整備・拡充、地域型保育事業の促進、保育人材確保などに取り組みました。

また、基本施策2及び基本施策3では、生活・就業・経済環境など様々な場面での支援施策を展開し、課題解決に取り組みました。

さらに、子ども・子育て支援法の基本指針に基づき、毎年度点検・評価・見直しを行い、改善に努めた結果、当初126事業でスタートした事業は平成31年度時点で145事業となりました。

【主な事業の成果】

基本施策1	子ども・子育て支援
ア 重点的に取り組む事業（子ども・子育て支援法で定める事業）	<p>(ア) 就学前における教育・保育の提供</p> <p>待機児童の解消に向け、認定こども園や保育所等の創設・増築等により定員を拡大し、平成27年のプラン策定期から令和元年度末までの整備において、<u>定員は2,955人増加し、令和2年4月には16,159人となる見込み</u>です。また、保育士再就職支援研修や保育士宿舎借り上げ支援事業などの保育人材確保の取組を行いました。</p> <p>しかしながら、昨今の社会情勢により保育需要が増大し、依然として待機児童の解消には至っていないため、今後も計画的に施設整備等により需要に見合った保育の受け皿を確保するとともに、安定的に保育を提供できるよう、引き続き保育人材確保対策にも取り組みます。</p> <p>(イ) 地域の子ども・子育て支援</p> <p>No.3 放課後児童健全育成事業</p> <p>専用施設8か所の新築や専用施設2か所の建物借上げ、余裕教室の活用、既存施設の改修等により定員を拡大し、平成27年度のプラン策定期から令和元年度末までの整備において、<u>定員は1,114人増加し、令和2年4月には6,827人となる見込み</u>です。また、「広報はまつ」への掲載や、退職教員及び大学生への周知を行い、運営に必要な支援員等を確保に努めました。しかしながら、待機児童の解消には至っていないことから、引き続き定員の拡大及び支援員の確保に努めます。</p>

	<p>No.43 産後ケア事業</p> <p>医療機関や助産院、利用者の自宅などで、産後間もない、身体的・精神的に支援の必要な母子を対象に、産婦の身体的回復と心理的安定を図るとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援することを目的とし、平成28年10月から事業を開始しました。</p> <p>平成30年度末までの2年6か月の間に、宿泊型が延べ199日、日帰りデイサービス型が延べ6日の利用がありました。さらに、平成31年度からは利用者の多様なニーズに応え支援メニューを追加しました。</p> <p>母子保健との連携・協働により、妊娠から産婦まで切れ目なく支援することで、心身の休養、育児・授乳手技の習得、相談先ができたことでの不安の軽減を図りました。</p> <p>No.101 学習支援事業</p> <p>平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」に沿った支援体制整備として、貧困の連鎖を断ち切ることを目的とした学習支援事業を、平成29年7月から市内5会場で、平成30年度は市内12会場、令和元年度は17会場で実施し、平成30年度末までの1年9か月の間に計593回、延べ5,271人の児童が参加しました。</p> <p>学習習慣の定着だけでなく学習や進学に対する意欲を高め、また、家庭外や学校外の大人との関わりにより、社会性の習得等将来の自立に必要な力の育成を行いました。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

基本施策2	ひとり親家庭等自立促進
	<p>ひとり親家庭等自立促進では、「子育て・生活支援」「就業支援」「養育費確保支援」「経済的支援」の4つの施策を柱とした事業を実施しました。</p> <p>ひとり親家庭において、一時的に家事や保育が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣し、また、母子・父子福祉団体と連携し、就業に関する相談や講習会、弁護士や養育費専門相談員による専門相談を実施するとともに、日常生活を支援するなど、ひとり親家庭の生活の安定と自立につながる就労・子育て支援を実施しました。</p> <p>また、平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査では、ひとり親家庭の親は、悩みを抱えながらも、相談先が分からず相談相手を得にくい状況にあり、子育て・生活・就業・養育費の確保など様々な問題を抱えこんでいるなど、相談体制の充実を必要とする状況が浮き彫りとなつたことから、今後も課題を把握・整理し適切な支援につなげるため、引き続き国等の取り組みを踏まえながら、よりきめ細かな支援施策を展開していきます。</p> <p>(主な事業：ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育てに関する相談 等)</p>

基本施策3	若者支援
	<p>若者支援では、「就労支援」「社会生活支援」「支援のための連携」の3つの施策を柱とした事業を実施しました。若者相談支援窓口「わかば」では、様々な悩みを抱える概ね15歳～40歳未満の若者からの、電話や面談による相談を受け付け専門的な機関を案内する等、適切な支援につなげるための相談体制の推進を図りました。また、支援機関マップの作成や浜松市HPでの紹介など広報活動も実施しました。このほか、「若者支援地域協議会」を中心に情報交換や支援施策を協議することで関係機関同士の連携を深め、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者への総合的な支援策の充実を図りました。</p> <p>こうした中、平成30年度に実施した若者ニーズ調査では、相談時間の拡充や手法の多様化(SNSやメール等)といった新たな相談体制の構築が必要とされている状況が見受けられました。</p> <p>今後も新たな視点での取組みを検討し、これまで以上に「若者支援地域協議会」を中心とした連携体制を推進してまいります。</p> <p>(主な事業：若者支援相談窓口「わかば」、青少年支援体験活動事業 等)</p>

第1期プランの総括

これらの子供から若者まで幅広い年齢層に対する切れ目のない支援施策を展開した結果、待機児童の減少などの成果があり、「子育て中の市民が子育てをしやすくなっている」と感じる割合は、平成27年度の43.2%から上昇し、令和元年度は49.8%となりました。

その結果、第1期プランの最終目標値である50%に近づいたものの、目標値は達成できませんでした。引き続き目標達成に向けて各事業を推進してまいります。

10 第2期プランの成果指標と目標

第2期プランにおいても引き続き、「浜松市市民アンケート調査結果」を成果指標とし、「子育てがしやすい」と感じる割合の更なる向上に向けて、各施策の推進に取り組んでまいります。

第2期プランでは目標値を以下のとおり設定し、毎年点検・評価を行い施策・事業の改善につなげていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子育て中の市民	50.0%	51.0%	52.0%	53.0%	54.0%
市民全体	34.0%	35.0%	36.0%	37.0%	38.0%

※子育て中の市民においては、第1期プランの令和元年度市民アンケート調査結果が49.8%であったため、第2期のスタートである令和2年度は50%を目標値としました。子育て中の市民の調査を始めた平成25年度の結果が52.8%と最も高く、今回の計画期間では毎年1%ずつ目標値を上げて行き、令和5年度には平成25年度を上回る数値を設定しました。市民全体においても、令和元年度の33.8%を上回る34.0%を令和2年度に設定し、毎年1%ずつ上昇する目標値としています。

第2部 子ども・子育て支援

浜松市子ども・子育て支援事業計画

第1章 はじめに

1 趣旨

子ども・子育て関連三法及び基本指針に基づき、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を目的とします。

2 経緯

平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、「第1期 浜松市子ども・若者支援プラン」(計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間)を策定し、就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備、その他業務の円滑な実施を推進してまいりました。

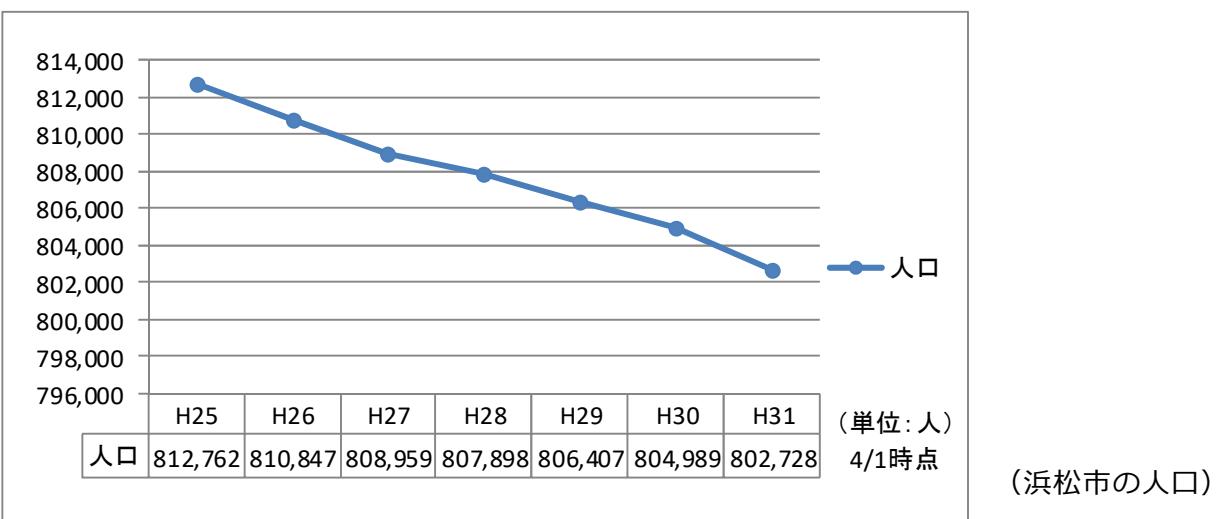
今般、第1期計画期間が終了するにあたり、平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査結果」を踏まえ、令和2年度からの5年間の就学前の教育・保育や地域における子ども・子育て支援の確保策等を定め、施策・事業を実施します。

第2章 浜松市の現況

I 人口・家族・社会のこと

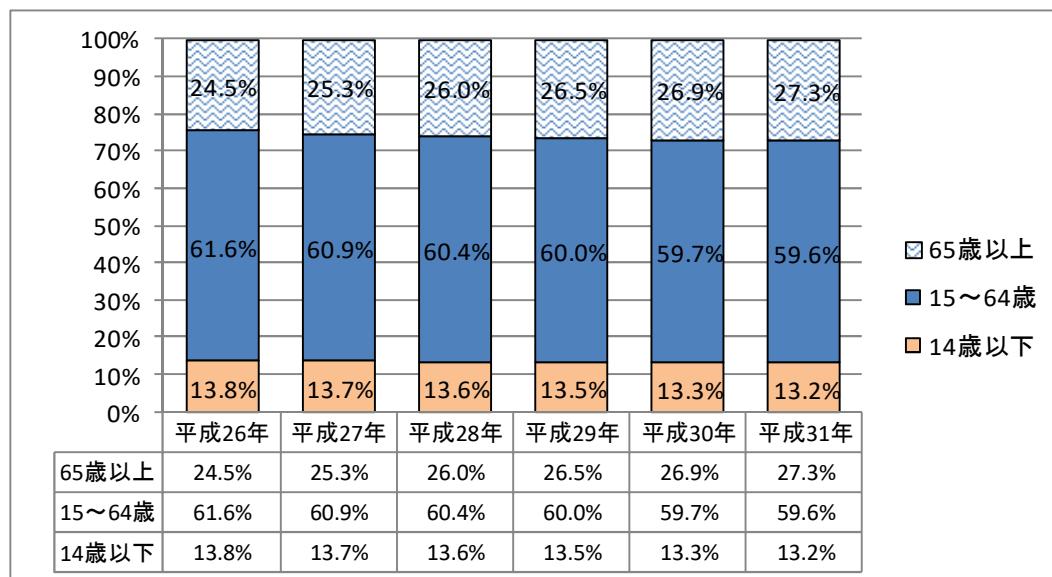
1 人口の推移

浜松市の人口は、平成20年をピーク(82万5,810人)に減少を続け右肩下がりの状況にあり、平成31年時点の人口は80万2,728人と、ピーク時の約97.2%となっています。



2 人口構成の推移

人口構成の推移を見ると、65歳以上の高齢者の増加に伴い、15歳から64歳の生産年齢人口や、14歳以下の年少人口の割合が減少しており、少子高齢化の傾向が見られます。

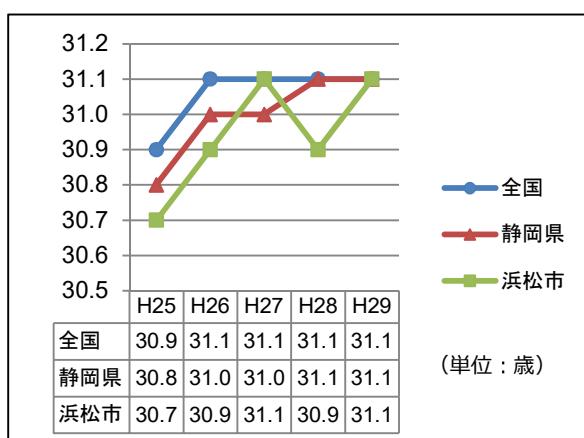


(浜松市の人口)

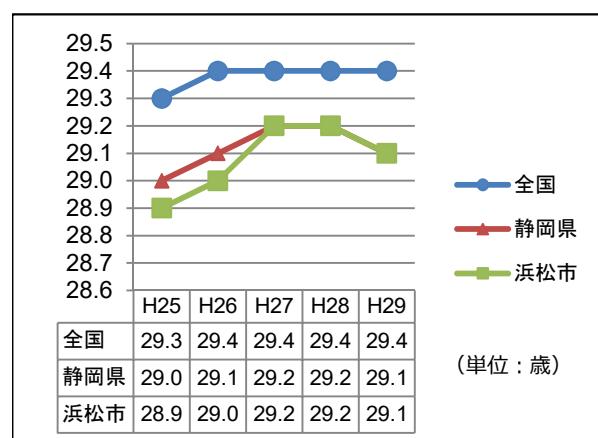
3 平均初婚年齢

平均初婚年齢は、全国的には近年はほぼ横ばいですが、浜松市の場合、男性は一旦若年化の傾向を見せたものの、再び初婚年齢が上昇しています。女性は高年齢化の傾向がやや鈍化し、若年化の傾向が見られます。

男性



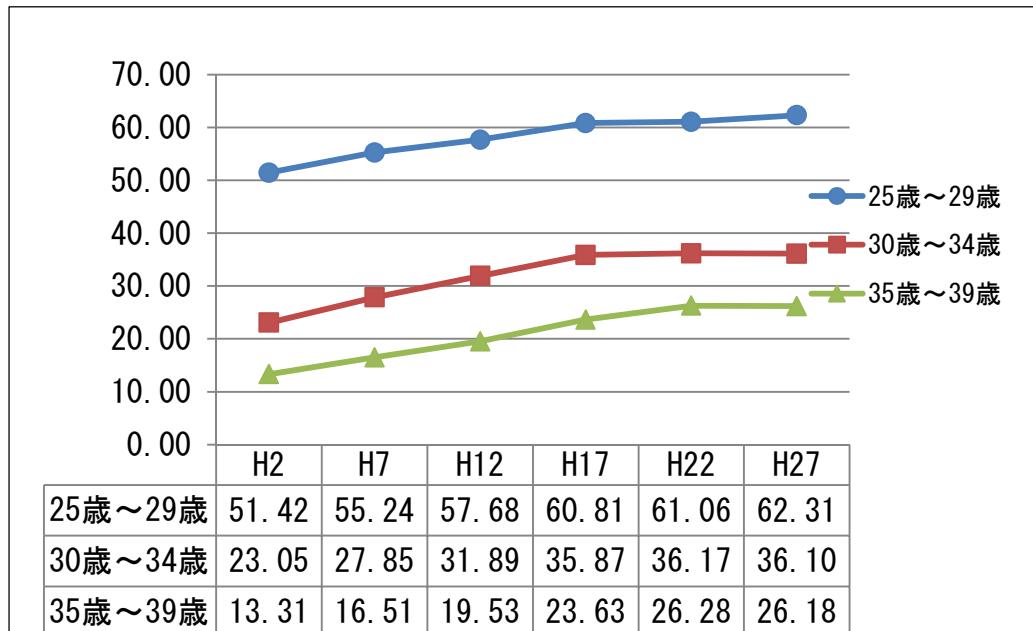
女性



(厚生労働省・人口動態調査)

4 浜松市の未婚率

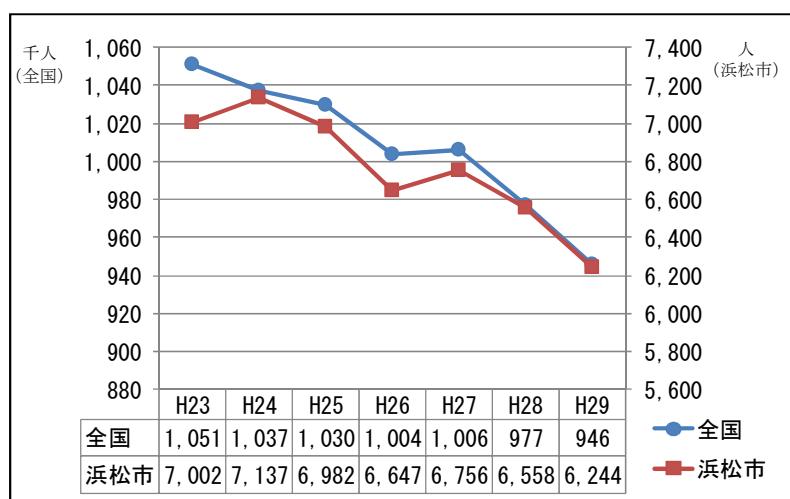
浜松市の未婚率は、近年では各年齢層においてほぼ横ばいもしくは緩やかな上昇傾向と言えます。



(平成 27 年国勢調査)

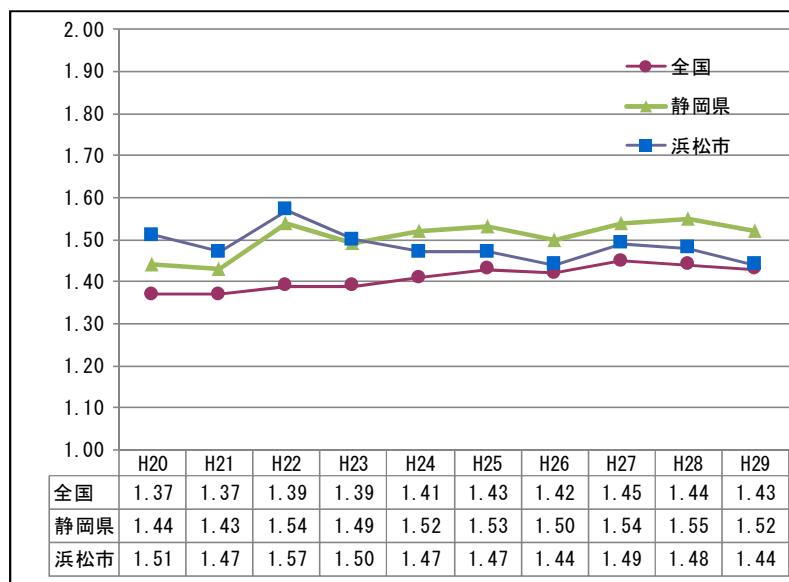
5 出生数の推移

浜松市の出生数は、一時持ち直しの傾向を見せたもののその後落ち込んで、平成 29 年では 6,244 人となっています。全国的に見ても同じような減少傾向にあると言えます。



6 合計特殊出生率の推移

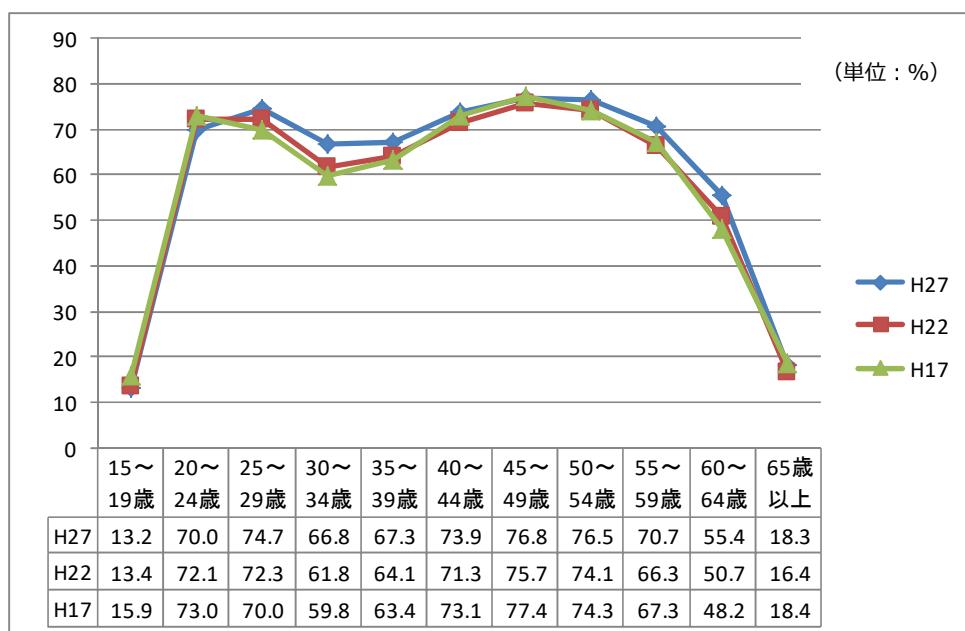
合計特殊出生率は、全国・静岡県と比較すると増減はあるものの若干の減少傾向が見てとれます。



(浜松市保健衛生年報)

7 女性の就業率

浜松市の女性の就業率は、20歳代で一旦ピークを迎え、結婚・出産期に当たる年代に低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」を描いており、平成17年・平成22年・平成27年の国勢調査を比較しても大きな変化は見られません。

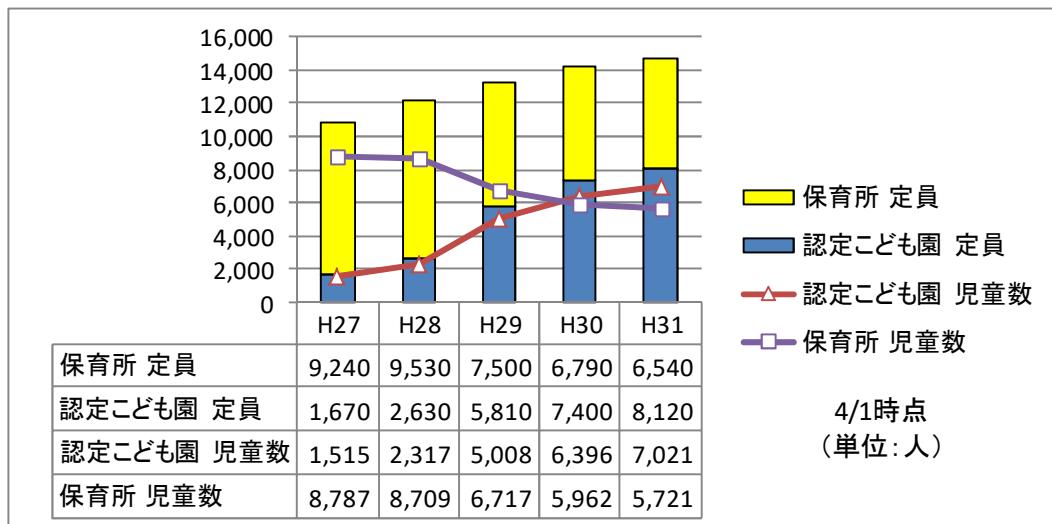


(平成27年
国勢調査)

II 認定こども園、保育所、幼稚園、放課後児童会等の利用の状況

1 認定こども園（2・3号）・保育所の定員、利用児童数の推移

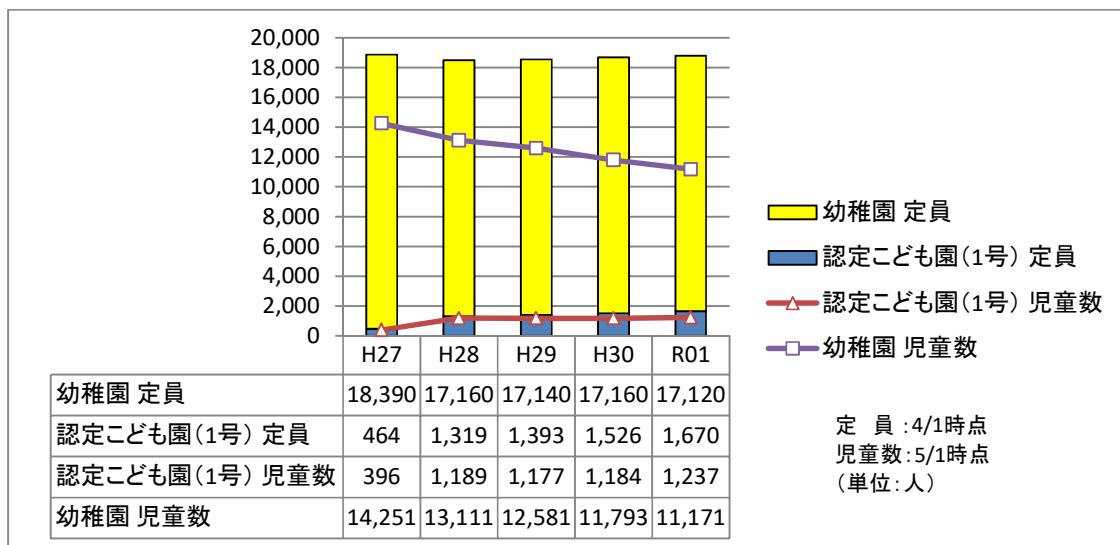
施設整備に加え保育所から認定こども園への移行が進んだことにより、認定こども園は定員・児童数ともに増加しています。一方で、保育所は緩やかに減少しています。全体として定員は増加しています。



(浜松市こども家庭部調べ)

2 認定こども園（1号）・幼稚園の定員、利用児童数の推移

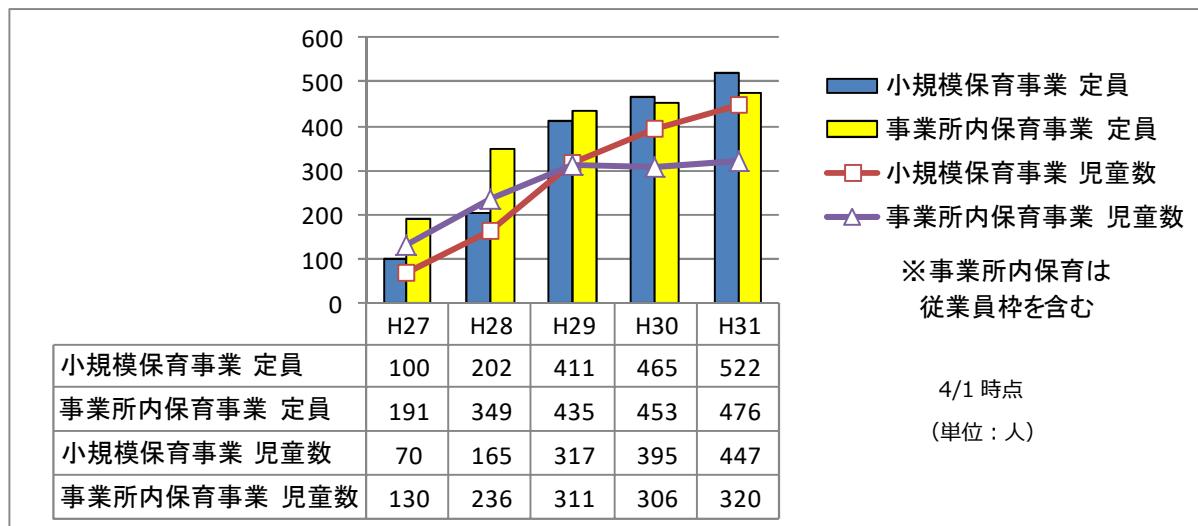
認定こども園（1号）は、幼稚園から認定こども園への移行が進んだことにより、平成28年度大幅に増加し、その後は施設整備と保育所から認定こども園への移行により、緩やかに増加しています。一方で幼稚園は定員はほぼ横ばいですが、少子化と保育需要の変化に伴い利用児童数は減少傾向にあります。



(浜松市こども家庭部調べ)

3 地域型保育事業の定員、利用児童数の推移

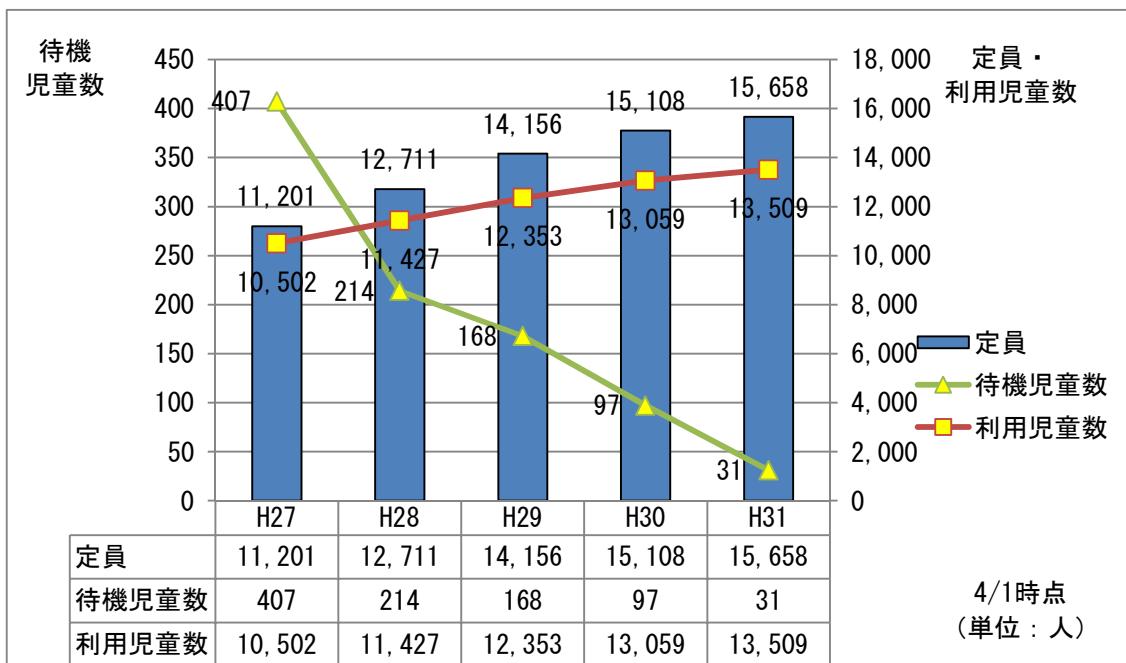
地域型保育事業は、制度が開始された平成27年度以降、新規開設が進んだことにより増加しています。



(浜松市こども家庭部調べ)

4 保育所等の待機児童の状況

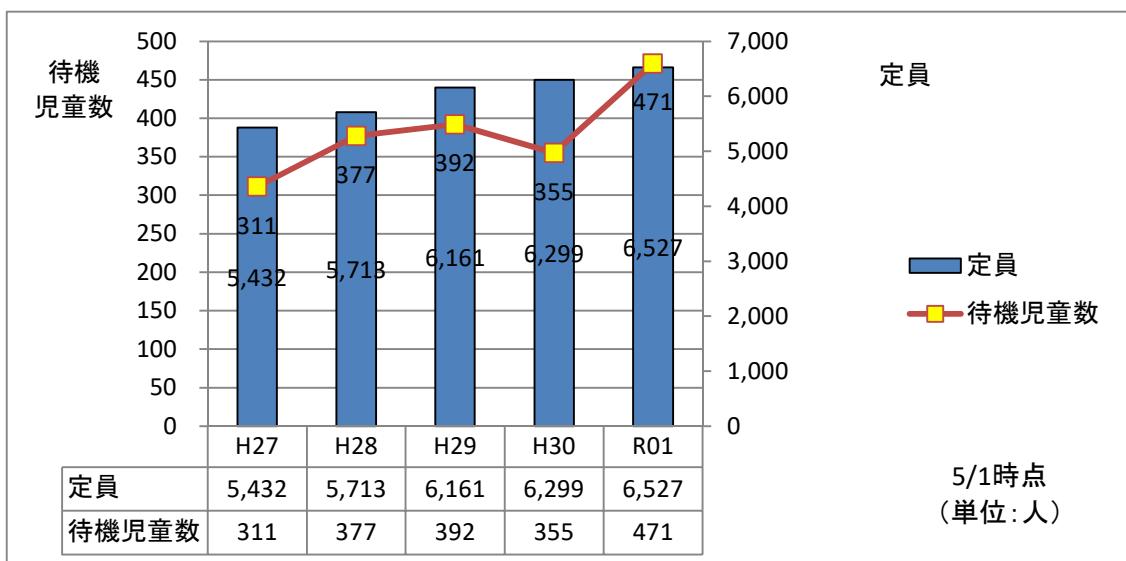
保育所等の待機児童数は施設整備等による定員拡大により減少し、平成27年度の407人から平成31年度には31人となっています。



(浜松市こども家庭部調べ)

5 放課後児童会の待機児童の状況

放課後児童会の待機児童数は、平成27年度からの増加傾向から平成30年度に一旦減少したもの、再び増加しています。



(浜松市学校教育部調べ)

第3章 ニーズ調査結果等について

I 調査の概要

1 調査の目的

令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」を策定するため、平成30年度にニーズ調査を行いました。このニーズ調査は、計画期間中に確保すべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、現状や今後の利用希望を把握することを主な目的としています。

2 調査項目

	就学前児童保護者	小学生保護者
1	お住まいの地域について	お住まいの地域について
2	お子さんとご家族の状況について	お子さんとご家族の状況について
3	子供の育ちをめぐる環境について	子供の育ちをめぐる環境について
4	お子さんの保護者の就労状況について	お子さんの保護者の就労状況について
5	お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について	お子さんの放課後の過ごし方について
6	お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況について	放課後児童会の利用希望について
7	お子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について	子供の貧困対策について
8	お子さんの病気の際の対応について（平日の教育・保育を利用する方のみ）	※今回追加された設問 - 平日の教育・保育を行う施設を利用する際に重視すること（就学前） - 幼稚園の利用希望（就学前） - 保育料無償化による事業の利用希望（就学前） - 子供の貧困対策の支援先について（就学前・小学生） - 困窮家庭への必要な支援について（就学前・小学生）
9	お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について	
10	小学校就学後の放課後の過ごし方について（5歳以上）	
11	育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について	
12	子供の貧困対策について	

3 調査方法

	就学前児童保護者	小学生保護者
調査対象	市内在住で就学前の子供がいるご家庭の中から3,000人	市内在住で小学生の子供がいるご家庭の中から2,000人
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成30年11月15日(木)～平成31年1月31日(木)	

4 回収状況

	就学前児童保護者	小学生保護者
発送数	3,000票	2,000票
回収数	1,349票	980票
有効回収数※	1,345票	975票
有効回収率	44.8%	48.8%

5 調査結果の概要（主なもの）

1 保護者の就労状況について

フルタイム又はパート・アルバイト等により、就学前児童の母親の50.3%が就労しており、前回調査（平成25年度）の49.6%と比べて0.7ポイント上昇しています。また、小学生の母親では74.7%が就労しており、前回調査の73.5%と比べて1.2ポイント上昇しています。保育環境整備の進展や幼児教育・保育の無償化等により、就労を希望する保護者は増加傾向にあります。

2 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

平日の定期的に利用している教育・保育事業は「幼稚園」が最も多く44.6%（前回：53.8%、9.2ポイント減少）となっています。続いて「認定こども園」27.7%（前回：14.5%、13.2ポイント上昇）、「保育園」23.1%（前回：41.6%、18.5ポイント減少）となっています。

認定こども園の創設や移行が進んでいますが、幼稚園の需要も高いことがうかがえます。

3 地域子育て支援拠点事業の利用状況について

利用状況は「子育て支援ひろば」と「こども館」を合わせると26.4%（前回：20.6%、5.8ポイント上昇）となっています。続いて「幼稚園の子育て支援事業」が5.9%、「親子ひろば」が4.5%となっています。一方で「利用していない」は69.2%（前回71.8%、2.6ポイント減少）で最も多い割合になっており、今後さらなる利用向上のための啓発が必要です。

4 放課後児童会の利用状況について（小学生保護者）

平日の利用状況は「週4日以上利用している」が11.4%（前回15.6%、4.2ポイント減少）、「週1～3日利用している」が1.4%（前回：1.7%、0.3ポイント減少）となっています。一方で「利用していない」は77.0%（前回：78.6%、1.6ポイント減少）で最も多い割合になっています。しかしながら、待機児童は解消されていない現状があるため、引き続き待機児童の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

5 子供の貧困対策について（複数回答可）

「必要だと考える困窮家庭（世帯）を支える取組み」では、「居場所づくり」が80.8%、「学習支援」が66.7%、「子ども食堂」が65.9%の順に割合が多くなっています。

そのほか「支援者による家庭訪問」（31.0%）、「近隣住民による見守り」（25.4%）など、現状を踏まえ社会全体で支援する取組みが求められています。

※調査結果（主なもの）を数値で表すグラフはP.60以降に記載しています。

II 調査結果の考察

ニーズ調査の結果を基に、プランの主要施策である、子ども・子育て支援法で定める重点的に取組む15事業について下記のとおり考察します。

考察を受け、子ども・子育て支援事業においては、ニーズ調査結果を基に各年度における教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容を設定します。量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情を踏まえ、適切な計画となるよう、今回得られた結果を考慮し盛り込んでいきます。

重点的に取組む事業（15事業）

（1）就学前における教育・保育の提供

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
1	認定こども園（2・3号）、保育所	幼稚園の利用希望は55.7%と前回の68.9%から13.2ポイント減となっているものの、ニーズとしては幼稚園が最も高い状況が継続している。一方、認定こども園は38.8%と前回より21.4ポイント増となっており、働き方改革の推進等により働きながら子育てを希望する0～2歳児の保護者が増加しているものと考えられる。
	認定こども園（1号）、幼稚園	今回初めて調査した無償化実施後の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多い。無償化により保育料の負担が軽減されることで、預かり保育の利用希望が増加し、幼稚園におけるサービス拡充が期待されているものと推察される。一方、認定こども園や保育園の利用希望がいずれも40%以上であること、また、施設を選ぶ際に「受入可能な年齢」を重視すると回答した人の、利用を開始したい子供の年齢は、2歳以下が全体の59%となっており、低年齢からの利用希望が高いことを踏まえ、3号認定（1・2歳児）の利用希望（利用率）と2号認定（3～5歳児）を同程度に見込む必要があると考える。
2	地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）	このような多様なニーズに対応した、教育・保育環境の整備が求められていると推察される。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
	(1)特定型利用者支援事業	利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」の利用希望が75.6%と前回調査の65.3%から10.3ポイント増となっている。このことから、子育てに関する情報のニーズが高い状況が継続していることが見てとれる。 保護者が幅広く子育てに関する情報提供を希望している状況であることから、保育サービス相談員の有効活用を含め、より精度が高く適切な支援を、ワンストップで行うことができる体制が求められるものと推察される。
1	(2)母子保健型利用者支援事業	利用希望調査では「浜松市子育て情報サイトぴっぴ」の利用希望が75.6%で最も多く、以下「はままつ子育てガイド」61.2%、「はますくQ & Aサイト」59.8%、「親子すこやか相談などの相談事業」57.5%、「保育園などの園庭の開放」54.6%となっている。 前回調査と比較して、子育て支援に関する事業認知度が高まっている傾向があり、実際の利用や利用希望も増加傾向である。 また、「親子すこやか相談などの相談事業」についても認知度や利用希望が高い値となっている。 こうしたことから、子育て中の親子にとって、子育て情報を収集するだけでなく、気軽な場所で相談したいというニーズも高いと推察される。 そのため、身近な場所である各区役所で今後も継続して実施することが必要と考える。
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	平日の定期的な教育・保育の利用時間・利用希望時間について、1日当たりの利用時間では、「6時間」が20.7%で最も多く、以下「5時間」が18.7%、「10時間」が14.3%となっている。利用希望時間では、「8時間」が15.7%で最も多く、以下「6時間」が13.5%、「7時間」が13.4%となっている。 利用時間・利用希望時間ともに、前回から大きな変化はなく、実際の利用時間より利用希望時間が長い傾向も前回と同様である。 このため、延長保育事業のニーズは引き続き高いものと推察される。 本市では、延長保育を利用できる体制を整えているため、今後も引き続き現状の体制を維持し、利用者ニーズに対応していく必要がある。
3	放課後児童健全育成事業	「就学前児童保護者」を対象とした利用希望調査では、小学校低学年（1～3年生）の希望は39.2%と前回調査より5.4ポイントの増加、小学校高学年（4～6年生）の希望は22.1%と前回調査より2.2ポイント増加していることから、保育ニーズの増加が放課後児童会の利用希望増加に繋がるものと考えられる。 一方で、「小学生保護者」を対象とした同調査では、利用希望が25.3%と前回調査より9.7ポイント減少している。就学前児童保護者のニーズが増加している反面、小学生保護者のニーズは減少するというミスマッチがあることから、就学後の利用実績も考慮し、実情にマッチした事業計画が必要と考える。

No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
4	子育て短期支援事業	保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、泊まりがけで子供を家族以外へ預ける必要があった時の対処法は、「（同居者を含む）親族や知人にみてもらった」が前回の調査と同様に最も高く、90.2%と前回に比べ2.5ポイント上がっている。しかしながら、「親族・知人にみてもらう困難度」は、前回より改善はしているものの「頼みにくい」が37.0%（前回：39.7%）となっており、 <u>女性の働き方が変化しているのか、子育て短期支援事業の利用希望は潜在的に高いものと推察される。</u>
5	乳児家庭全戸訪問事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、引き続き全戸訪問を目標として必要な量の確保に努める。
6	(1)養育支援訪問事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、適正な養育訪問支援員の確保に努める。
	(2)子どもを守るネットワーク機能強化事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ引き続きネットワーク機能強化に努める。
7	地域子育て支援拠点事業	<u>利用希望調査では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.8%と前回から5.6ポイント高くなっている一方で、「利用していないが、今後利用したい」が23.7%（前回：27.4%）、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が11.6%（前回：13.3%）となるなど、保育園等の入所率の上昇に伴い、対象者数減などニーズ量については、落ち着いてきていると考える。今後は、メニューを充実し利用者のニーズに応えていく。</u>

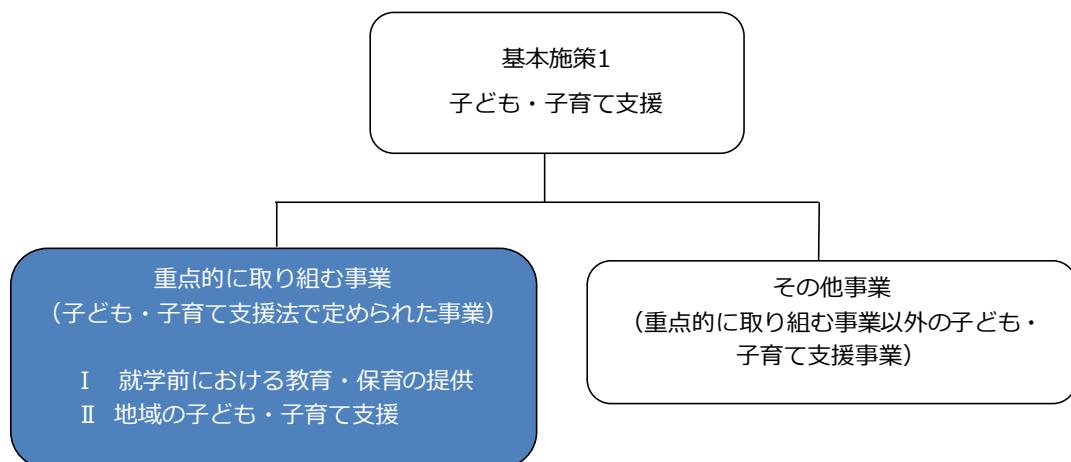
No.	事業名	ニーズ調査結果に基づく考察
8	(1)一般型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、「利用していない」が83.0%と前回の81.6%から大きな変化はない。その理由としては、「特に利用する必要がない」が65.7%で最も多いものの、前回77.2%からは11.5ポイント減となっており、「無回答」が12.3%と前回より11.9ポイント増となっている。</p> <p>また、同調査では、「利用したい」は39.4%と前回の37.4%から大きな変化はない。望ましい事業形態は「幼稚園・保育園などで子供を保育する事業」が90.2%と、前回84.4%から5.8ポイント増となっている。</p> <p>保育所等の整備を進め、定員が拡大していることに伴い、入所児童数も増加していることから、現状では一般型一時預かり事業の利用者は減少傾向にあり、今後も減少していくと推察される。</p>
	(2)幼稚園型一時預かり事業	<p>利用状況調査では、定期的利用5.6%、不定期利用10.4%を合わせて16.0%である一方、利用希望調査では、定期的な利用希望が22.2%である。</p> <p>また、無償化実施後の教育・保育施設の利用希望では、「幼稚園と幼稚園の預かり保育」が51.2%で最も多いことからも、ニーズは高まっていると推察される。</p> <p>昨年度、2歳児の定期的な預かり保育の状況が整ったこともあり、今後利用数は増加すると推察される。</p> <p>また、教育・保育施設の少ないエリア等の地域性を考慮し環境を整えていく必要があると考える。</p>
9	病児保育事業	利用希望調査では「利用したいとは思わない」が64.5%、「できれば利用したい」が34.9%となっており、利用希望は、前回の36.4%から大きな変化はないことから、今後も現状程度のニーズが継続すると推察される。
10	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	利用状況調査では、一時預かり（3.4%）や幼稚園の預かり保育（10.4%）と比べると、ファミリーサポートセンターは0.7%（前回：1.0%）と低い傾向にあるが、今後、幼児教育無償化による利用者の増加など、潜在的なニーズは高まっていくと推察される。
11	妊婦健康診査事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、実績を基に必要な量の確保に努める。
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	ニーズ調査に含まれない事業であるが、現状を踏まえ適切に事業を推進していく。

第4章 事業計画

I 施策体系

就学前における教育・保育の提供と地域の子ども・子育て支援を実施するにあたり、「重点的に取組む事業」(子ども・子育て支援法に定められた事業)と「その他の事業」(重点的に取組む事業以外の子ども・子育て支援事業)の2つの施策を柱とした事業を展開していきます。

この章では主に子ども・子育て支援法に定める「重点的に取組む事業」について記載します。



II 提供区域の設定

1 考察した諸条件

就学前における教育・保育施設、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定は、地域の実状に応じた適切な区域で行うことが重要です。本市では、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号に基づき、次のとおり提供区域設定のための諸条件を考察します。

地理的条件・人口・交通事情等について

本市は、天竜川中流域の中山間地から天竜川下流域の遠州灘までの総面積1558.06km²と、広大な市域を有しています。

平成31年の住民基本台帳における本市の総人口は、802,728人であり、バス交通、道路交通網が発達しておりインフラ整備が進んでいる地域の居住割合が高く、中区約30%、東区約16%、西区約14%となっています。天竜区等の中山間地域は、人口減少による過疎化や高齢化が進んでいます。

就学前における教育・保育の利用状況

- 0歳児で14.7%の就園率が1・2歳児では40.4%へと上昇する傾向にあります。
- 3歳から5歳までの園児のうち、約60%が幼稚園（認定こども園の幼稚園機能を含む）を利用しています。
- 令和元年度の幼稚園及び認定こども園の幼稚園機能（1号認定）のある施設は合わせて163園、園児数は12,408人（5/1時点）です。定員に対する園児数の割合は66.0%となっています。
- 令和元年度の認定こども園の保育所機能（2・3号認定）のある施設及び保育所は合計123園で、園児数は12,742人です。定員に対する園児数の割合は86.9%となっています。
- 令和元年度の地域型保育事業（小規模保育事業・事業所内保育事業）は43園で、地域枠の園児数は532人です。定員に対する園児数の割合は83.8%となっています。

就学前における教育・保育を提供するための施設の整備状況

- 市立幼稚園・保育所の老朽化した施設については、順次改修工事を行い保全に努めています。
- 私立幼稚園の認定こども園への移行を目的とする改築等に対して補助を行っています。
- 私立認定こども園・保育所は、令和2年4月に、創設2園(170人定員増)と増改築3園(30人定員増)により、200人の定員増を行います。さらに、令和3年4月に幼保連携型認定こども園や保育所を創設する等500人程度の定員増を行う予定です。
- 地域型保育事業は、令和2年4月に小規模保育事業等の新設により、110人の定員増を行います。
- 平成31年4月時点で、本市は認可外保育施設が68施設あります。そのうち、企業主導型は28施設で、定員は昨年度から148人（11施設）増えて554人となっています。

その他社会的条件(地域との関わり)

子育てや子供の育ちを支えていくために、認定こども園、幼稚園、保育所及び小中学校は、各地域における自治会、子ども会、スポーツ少年団等の子ども育成団体と協力して、子供が健やかに育つことができる地域づくりに取り組んでいます。

認定こども園、幼稚園、保育所においては、高齢者とのふれあいの時間や、小中高生による保育体験等、地域の様々な年代の人たちとの関わりを深めています。

2 就学前における教育・保育、地域型保育事業の提供区域

本市では、前記諸条件をもとに総合的に考慮した結果、就学前における教育・保育施設の提供区域、地域型保育事業の提供区域について次のとおり定めます。

就学前における教育・保育施設の提供区域

No.	区分	提供区域
1	認定こども園、幼稚園、保育所	浜松市全域(※)

《理由》

就学前における教育・保育施設は、浜松市全域の認定こども園、保育所等の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。

地域型保育事業の提供区域

No.	区分	提供区域
2	家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業	浜松市全域(※)

《理由》

地域型保育事業は、浜松市全域の小規模保育事業の中から、利用者が行政区域を越えて希望する施設を選択することが可能であり、需給の調整やサービスの提供が柔軟に対応できる浜松市全域を提供区域として設定します。

(※)は提供区域が第1期プランの「行政区」から第2期プランでは「浜松市全域」に変更となった事業。以下、No.9 病児保育事業まで同じ。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業は、事業ごとに提供区域を考慮し設定しました。設定理由は、それぞれ記載のとおりです。

No.	区分	提供区域
1	利用者支援事業（特定型・母子保健型）	行政区
理由		
<p>特定型利用者支援事業は、各区役所で保育所等の利用申し込みの際、各家庭の状況を聞き取り、利用可能な保育施設の情報提供を行い、利用者のニーズに合った適切な施設を案内します。</p> <p>また、母子保健型利用者支援事業は、各区役所や保健センター等で保健師・助産師が母子健康手帳交付時に妊婦の状況把握を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。</p> <p>それぞれ、地域の実情把握や関係機関との連携も必要となることから、行政区を提供区域と設定し、区役所での情報提供や相談を行います。</p>		
2	時間外保育事業(延長保育事業等)	浜松市全域(※)
理由		
<p>時間外保育事業の提供場所は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業実施施設であり、その提供区域は浜松市全域であるため、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		
3	放課後児童健全育成事業	行政区
理由		
<p>放課後児童健全育成事業は、小学校区ごとに実施しており、地域の実情把握や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。</p>		
4	子育て短期支援事業	浜松市全域
理由		
<p>子育て短期支援事業は、緊急性を要する事業で、その提供施設は児童養護施設や医療機関等であり、児童の年齢や施設側の状況等により受け入れ施設が決まるところから、浜松市全域を提供区域と設定します。</p>		

No.	区分	提供区域
5	乳児家庭全戸訪問事業	行政区
理由		
	乳児家庭全戸訪問事業は、子育てに関する情報の提供及び訪問後の継続支援等を行うことから、各区役所が中心となり情報提供や相談・援助を実施することが望ましいため、行政区を提供区域と設定します。	
6	(1)養育支援訪問事業 (2)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(1)浜松市全域(※) (2)行政区
理由		
	(1) 養育支援訪問事業は、子育てについて支援が必要と認められる養育者等に対し、保健師、保育士、ヘルパー等の支援者が訪問して、養育に関する相談、指導、助言などの支援を行う事業であるが、利用者が居住する行政区にかかわらず、必要な支援内容に応じた支援者の訪問を受けることができるため、浜松市全域を提供区域と設定します。	
	(2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、区ごとに要保護児童対策地域協議会を設けて実施しており、地域の要保護児童等の把握・対応や関係機関との連携を必要とすることから、行政区を提供区域と設定します。	
7	地域子育て支援拠点事業	行政区
理由		
	地域子育て支援拠点事業は、行政区にかかわらず、利用者が子育て支援ひろば等を利用する事業であるが、身近な地域の交流等を通じて子育て力を高めていくものであるため、行政区を提供区域と設定します。	
8	一時預かり事業(一般型・幼稚園型)	浜松市全域(※)
理由		
	一般型一時預かり事業は、浜松市全域の認定こども園・保育所等の中から施設を選択できることから、浜松市全域を提供区域と設定します。	
	また、幼稚園型一時預かり事業は、提供場所である認定こども園・幼稚園で実施することから、浜松市全域を提供区域と設定します。	

No.	区分	提供区域
9	病児保育事業	浜松市全域(※)
理由		
病児保育事業は、行政区域を越えて利用者が希望する施設を選ぶことができ、施設側の状況等により受け入れる施設が決まることから、浜松市全域を提供区域と設定します。		
10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	浜松市全域
理由		
ファミリー・サポート・センター事業は、行政区域を越えての相互活動が展開されるため、浜松市全域を提供区域と設定します。		
11	妊婦健康診査事業	浜松市全域
理由		
妊婦健康診査事業は、妊婦が望む医療機関での受診を可能とすることが望ましいこと、また、県内統一の事業であり、県が指定する医療機関であれば市内全域の医療機関で受診が可能であることから、浜松市全域を提供区域と設定します。		
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	浜松市全域
理由		
実費徴収に係る補足給付を行う事業は、市内全域の各施設を利用する低所得世帯等を対象とするため、浜松市全域を提供区域と設定します。		
13	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	浜松市全域
理由		
多様な事業者の参入促進・能力活用事業は、市内全域の認定こども園を対象として、特別支援教育・保育経費を補助するため、浜松市全域を提供区域と設定します。		

III 就学前における教育・保育

1 質の高い教育・保育の提供

(1) 基本的な考え方

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。こうしたことから、本市が目指す「人づくり」の取組みの中で、就学前における質の高い教育・保育のさらなる充実を図ります。

【参考】第3次浜松市教育総合計画における教育理念

「未来へかがやく創造都市」を目指し、創造的に考え、行動できる「未来創造への人づくり」と、市民総がかりで「人づくり」に取り組んでいく「市民協働による人づくり」を教育理念とします。

(2) 提供のための取組み

発達段階や一人一人のニーズに応じた就学前における教育・保育の提供

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、「幼児期に育てたい力」教職員用指導資料（令和元年度改訂版）を活用し、それぞれの施設の特色や地域の実状に応じて、「自分のことを自分でする力」「人と関わる力」「身近なものや出来事と関わる力」を育てます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、地域の人材・環境等の資源を活用し、多様な体験ができるようにします。
- 市は、子供の可能性を最大限に伸ばすため、障がいのある子供や医療的ケアが必要な子供、外国人の子供等、成長・発達に合わせた適切な支援体制の整備に努めます。

認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校の連携・接続の体制づくりの推進

- 市は、認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校との連携体制を整え、円滑な接続に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、職員間の交流を図ります。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等と小学校は、幼児と児童の交流を図ります。

保育教諭、保育士の確保

- 認定こども園、保育所等は、大学等の教員養成機関や指定保育士養成施設の保育実習の受入等に協力し、就学前における教育・保育施設等の情報提供を積極的に行い、新規卒業者の確保に努めます。
- 市は、保育士等が継続して働き続けられるよう、保育士等の待遇や労働環境等の向上を図るための支援を行います。
- 市は、潜在保育士等の再就職の支援を行うため、職場復帰に必要な研修等の実施体制の充実に努めます。

保育教諭、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、職場における研修の充実に努めます。
- 市は、経験年数や課題等に応じた研修体系を整備し、研修を計画的に実施します。
- 市は、保育教諭、幼稚園教諭、保育士等による合同研修の実施や指導方法等、専門性の向上を図るための助言等を行います。

子育て支援の充実、家庭の教育力の向上

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対する相談体制の整備や保護者の学びを支援する学習機会の提供を推進し、子育ての不安、孤立感の解消に努めます。
- 市は、保護者に子供の発達に関する理解を促し、子育ての大切なポイントの啓発に努めます。
- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、保護者に対して、子供の育ちを記入することができる「はますぐファイル」の活用を促進し、家庭との連携を充実させます。
- 市は、利用者支援事業、子育て支援拠点事業等を行い、保護者への子育て支援に努めます。

事故発生防止のための取組み

市、認定こども園、幼稚園、保育所等は連携し、事故発生防止に努めます。また、死亡事故等の重大事故が発生した場合、市は事例検証や課題抽出を行い、必要な再発防止策を講じるよう指導します。

適切な指導監督、評価等の実施

- 認定こども園、幼稚園、保育所等は、就学前における教育・保育の質の向上を図るため、自己評価、関係者評価等を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。
- 市は、社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の規定に基づき、必要な指導・監査を実施します。

(3) 質の高い教育・保育の推進についての協議

認定こども園、幼稚園、保育所、学校代表、保護者代表、関係課等は連携し、就学前における質の高い教育・保育の推進について協議します。

2 保育利用率の目標数値

3歳未満児の保育所等の利用状況及び利用希望を踏まえ、計画期間内における本市の保育利用率の目標数値は次のとおりです。

全体 43.67%

【参考】満1歳未満児 39.44%、満1歳児及び満2歳児 47.78%

3 量の見込み、確保の内容とその実施時期

量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

確保の内容の考え方

認定こども園や保育所の新設等により、待機児童の状況に応じて2号認定・3号認定の定員を確保します。

【全市域】

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号	量の見込み①	9,109	8,810	8,549	8,391	8,293
	確保の内容②	特定教育・保育施設 (確認を受けない幼稚園)	5,078 7,825	5,143 7,735	5,143 7,735	5,143 7,735
	②-①	3,794	4,068	4,329	4,487	4,585
2号	量の見込み①	9,547	9,234	8,961	8,794	8,692
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	2,628	2,542	2,467	2,421	2,393
	上記以外	6,919	6,692	6,494	6,373	6,299
	確保の内容②	特定教育・保育施設 (認証保育所)	9,277 270	9,300 270	9,324 270	9,336 270
	②-①	0	336	633	812	926
3歳児	量の見込み①	2,355	2,316	2,277	2,235	2,195
	確保の内容②	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業 (認証保育所)	2,112 186 57	2,119 260	2,123 337	2,125 375
	②-①	0	120	240	322	402
	量の見込み①	5,940	5,886	5,789	5,692	5,590
	確保の内容②	特定教育・保育施設 特定地域型保育事業 (認証保育所)	5,225 564 151	5,238 781	5,250 1,004	5,256 1,116
1、2歳児	②-①	0	284	616	831	1,051

IV 地域子ども・子育て支援事業

No.1 利用者支援事業

(1) 特定型利用者支援事業

★事業概要

認定こども園、保育所、幼稚園等の利用に関することや、地域子育て支援拠点事業等の地域子育て支援事業の利用に関する相談や情報提供等を行う保育サービス相談員を各区役所に配置します。

★量の見込みの考え方

各区役所に配置する保育サービス相談員の人数を量の見込みとしました。

★確保の内容の考え方

各区役所に保育サービス相談員を配置し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保の内容	9	9	9	9	9
	②-①	0	0	0	0	0
中区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
東区	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保の内容	2	2	2	2	2
	②-①	0	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0	0

No.1 利用者支援事業					
(2) 母子保健型利用者支援事業					
★事業概要					
子育て世代包括支援センターの機能として、母子健康手帳交付時に保健師・助産師がすべての妊婦の面接を実施し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を関係機関と連携して行います。					
★量の見込みの考え方					
子育て世代包括支援センターの機能を担う箇所数を量の見込みとしました。					
★確保の内容の考え方					
現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。					

(単位：箇所)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	7	7	7	7
	②確保の内容	7	7	7	7
	②-①	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
西区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
南区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
北区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1
	②-①	0	0	0	0

No.2 時間外保育事業（延長保育事業等）

★事業概要

保護者の就労形態の多様化に伴い、保育所や認定こども園等で保育時間を延長し、乳幼児を対象に保育を行います。令和元年度現在、すべての保育所（60 園）、認定こども園（63 園）や地域型保育事業（43 園）で実施されており、平成 30 年度は 4,834 人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

利用実績を基に、国が示した標準的な方法で算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：実利用人数／年)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市全域	①量の見込み	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	②確保の内容	5,328	5,482	5,640	5,803	5,971
	② - ①	0	0	0	0	0

No.3 放課後児童健全育成事業

★事業概要

就労等により、昼間家庭に保護者がいない小学生を対象として、放課後や長期休業時等に小学校の余裕教室等を活用して適切な遊びや生活の場を提供します。令和元年度(5月1日現在)は、142か所の放課後児童会で定員6,527人に対して6,254人の登録がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、就学後の利用実績も考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

学校教室の積極的活用を図るとともに、その他既存公共施設等の活用を検討調整し、必要な場合は新たな施設整備等を行うことで、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：人／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	1年生	2,399	2,362	2,335	2,289
		2年生	2,191	2,157	2,134	2,089
		3年生	1,725	1,698	1,679	1,646
		4年生	990	974	963	943
		5年生	317	311	308	302
		6年生	102	100	100	97
		計	7,724	7,602	7,519	7,366
	②確保の内容		7,127	7,687	7,807	7,927
	②-①		△597	85	288	561
						870

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中区	①量の見込み	1年生	665	656	650	643
		2年生	607	599	594	587
		3年生	478	472	468	462
		4年生	274	271	268	265
		5年生	88	86	86	85
		6年生	28	28	28	27
		計	2,140	2,112	2,094	2,069
	②確保の内容		1,925	2,125	2,145	2,165
	②-①		△215	13	51	96
						157

第2部 子ども・子育て支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
東区	①量の見込み	1年生	402	400	405	400
		2年生	367	365	370	365
		3年生	289	288	291	288
		4年生	166	165	167	165
		5年生	53	53	53	53
		6年生	17	17	17	17
		計	1,294	1,288	1,303	1,288
	②確保の内容		1,179	1,299	1,319	1,339
	②-①		△115	11	16	51
西区	①量の見込み	1年生	346	333	322	311
		2年生	316	304	294	284
		3年生	249	239	231	224
		4年生	143	137	133	128
		5年生	46	44	42	41
		6年生	15	14	14	13
		計	1,115	1,071	1,036	1,001
	②確保の内容		1,046	1,086	1,106	1,126
	②-①		△69	15	70	125
南区	①量の見込み	1年生	295	287	281	275
		2年生	270	262	257	251
		3年生	212	206	202	198
		4年生	122	118	116	114
		5年生	39	38	37	36
		6年生	13	12	12	11
		計	951	923	905	886
	②確保の内容		854	934	954	974
	②-①		△97	11	49	88
						123

第2部 子ども・子育て支援

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
北区	①量の見込み	1年生	283	281	277	270
		2年生	258	257	253	246
		3年生	203	202	199	194
		4年生	117	116	114	111
		5年生	37	37	37	36
		6年生	12	12	12	11
		計	910	905	892	868
	②確保の内容		839	919	939	959
	②-①		△71	14	47	91
浜北区	①量の見込み	1年生	357	357	353	345
		2年生	326	326	323	315
		3年生	257	257	254	248
		4年生	147	147	146	142
		5年生	47	47	47	45
		6年生	15	15	15	15
		計	1,149	1,149	1,138	1,110
	②確保の内容		1,115	1,155	1,175	1,195
	②-①		△34	6	37	85
天竜区	①量の見込み	1年生	51	48	47	45
		2年生	47	44	43	41
		3年生	37	34	34	32
		4年生	21	20	19	18
		5年生	7	6	6	6
		6年生	2	2	2	2
		計	165	154	151	144
	②確保の内容		169	169	169	169
	②-①		4	15	18	25

No.4 子育て短期支援事業

★事業概要

保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を対象に、児童養護施設等で必要な養育を行います。令和元年度現在、市内7施設で実施し、平成30年度は延べ382人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用率を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	386	385	379	367
	②確保の内容	386	386	386	386
	②-①	0	1	7	19
					27

No.5 乳児家庭全戸訪問事業

★事業概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握と保健指導を行います。平成30年度は、保健師または助産師が6,088人の対象者を訪問しました。

★量の見込みの考え方

計画期間中の0歳児の人口推計値を量の見込みとしました。

★確保の内容の考え方

全戸訪問を目標として、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：訪問人数／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,972	5,873	5,774	5,666
	②確保の内容	5,972	5,873	5,774	5,666
	②-①	0	0	0	0
中区	①量の見込み	1,802	1,772	1,742	1,710
	②確保の内容	1,802	1,772	1,742	1,710
	②-①	0	0	0	0
東区	①量の見込み	1,116	1,097	1,079	1,059
	②確保の内容	1,116	1,097	1,079	1,059
	②-①	0	0	0	0
西区	①量の見込み	761	748	735	721
	②確保の内容	761	748	735	721
	②-①	0	0	0	0
南区	①量の見込み	815	802	788	773
	②確保の内容	815	802	788	773
	②-①	0	0	0	0
北区	①量の見込み	622	612	602	591
	②確保の内容	622	612	602	591
	②-①	0	0	0	0
浜北区	①量の見込み	747	735	723	709
	②確保の内容	747	735	723	709
	②-①	0	0	0	0
天竜区	①量の見込み	109	107	105	103
	②確保の内容	109	107	105	103
	②-①	0	0	0	0

No.6 (1) 養育支援訪問事業

★事業概要

支援が特に必要であると判断した子育て家庭に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。平成30年度は、延べ626人に支援を実施しました。

★量の見込みの考え方

従来の対象である要保護児童(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童)数に、要支援児童(保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童)数の見込みを加えたものを量の見込みの基礎としました。

★確保の内容の考え方

養育支援訪問員を増員し、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用回数／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	870	870	870	870	870
	②確保の内容	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	②-①	170	170	170	170	170

No.6 (2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

★事業概要

児童虐待の発生や深刻化・重症化を防ぐため、要保護児童対策地域協議会の機能強化及び調整機関職員、関係機関の専門性の連携強化を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

No.7 地域子育て支援拠点事業

★事業概要

地域において、子育て家庭の交流等を促進する子育て支援拠点施設を設置し、妊婦及び親子を対象に、子育ての不安を緩和し健やかな育ちを支援します。令和元年度現在、子育て支援ひろば 25 か所、浜松こども館 1 か所、児童館 4 か所等市内各地で実施しています。平成 30 年度は延べ 321,846 人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

実績を踏まえ、子育て支援ひろばの箇所数や開催日を増やす等、利用機会の拡大・拡充をはかり、量の見込みに対する必要な量を確保します。

(単位：延利用人数／年)

区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
市全域	①量の見込み	325,429	320,653	315,349	309,868	304,345
	②確保の内容	369,500	369,500	369,500	369,500	369,500
	②-①	44,071	48,847	54,151	59,632	65,155
中区	①量の見込み	104,929	105,199	103,435	101,632	99,814
	②確保の内容	101,796	101,796	101,796	101,796	101,796
	②-①	△ 3,133	△ 3,403	△ 1,639	164	1,982
東区	①量の見込み	65,822	63,979	62,924	61,834	60,739
	②確保の内容	67,495	67,495	67,495	67,495	67,495
	②-①	1,673	3,516	4,571	5,661	6,756
西区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	52,753	52,753	52,753	52,753	52,753
	②-①	12,444	13,113	13,761	14,445	15,133
南区	①量の見込み	40,309	39,640	38,992	38,308	37,620
	②確保の内容	43,943	43,943	43,943	43,943	43,943
	②-①	3,634	4,303	4,951	5,635	6,323
北区	①量の見込み	29,020	28,584	28,116	27,648	27,166
	②確保の内容	46,968	46,968	46,968	46,968	46,968
	②-①	17,948	18,384	18,852	19,320	19,802
浜北区	①量の見込み	38,974	37,397	36,788	36,148	35,507
	②確保の内容	42,555	42,555	42,555	42,555	42,555
	②-①	3,581	5,158	5,767	6,407	7,048
天竜区	①量の見込み	6,066	6,214	6,102	5,990	5,879
	②確保の内容	13,990	13,990	13,990	13,990	13,990
	②-①	7,924	7,776	7,888	8,000	8,111

No.8 一時預かり事業

(1) 一般型一時預かり事業

★事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を、保育所や認定こども園で一時的に預かり、必要な保育を行います。平成30年度は延べ22,420人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

保育の受入体制の拡充に伴い、確保の内容が増加します。

(単位：延利用人数／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	21,070	20,630	20,180	19,730	19,510
	②確保の内容	29,920	30,920	31,120	31,320	31,520
	②-①	8,850	10,290	10,940	11,590	12,010

No.8 一時預かり事業

(2) 幼稚園型一時預かり事業

★事業概要

幼稚園の通常の教育時間前後や長期休業期間中等に、児童を対象に預かり保育を行います。令和元年度現在、市立幼稚園60園中23園、私立幼稚園全46園、幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園57園中30園で実施されており、平成30年度は、延べ約289,000人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(確保の内容の上段は特定教育・保育施設分、下段は従来型の幼稚園分)

(単位：延利用人数／年)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	234,638	227,222	220,675	216,492	213,670
	②確保の内容	298,628	346,052	350,612	354,716	359,960
	合計	323,760	304,152	304,152	304,152	304,152
	②-①	387,750	422,982	434,089	442,376	450,442

No.9 病児保育事業

★事業概要

乳幼児及び小学生が、病気または病気の回復期にあって、保護者が就労等により自宅での保育が困難な場合に、診療所・保育所等に付設された専用スペースにおいて、看護師、保育士等が一時的に児童の保育を行います。令和元年度現在、市内に病児・病後児保育施設が4か所、病後児保育施設が2か所あり、平成30年度は延べ2,467人の利用がありました。

★量の見込みの考え方

本事業の利用実績を基に、今後の未就園児童数の推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

量の見込みに対する必要な量を確保します。

特定の時期に利用希望者が集中しても全員が利用できるように、1か所あたり1日の定員を4~6人とします。

(単位：延利用人数／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	3,110	3,038	2,965	2,911
	②確保の内容	7,200	7,200	7,200	7,200
	②-①	4,090	4,162	4,235	4,289
					4,333

No.10 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

★事業概要

乳幼児及び小学生の預かり等の援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員を登録し、市民による育児の相互援助活動を支援します。平成30年度末現在、提供会員及び依頼・提供会員として349人が会員登録しており、平成30年度は8,000件を超える援助活動が行われました。

★量の見込みの考え方

ニーズ調査の結果を基に、本事業の利用状況を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：延利用人数／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	8,808	8,585	8,392	8,127
	②確保の内容	10,400	10,400	10,400	10,400
	②-①	1,592	1,815	2,008	2,273
					2,554

No.11 妊婦健康診査事業

★事業概要

安心・安全な分娩と出産のため、妊婦に対し妊婦健診14回、超音波検査4回、血液検査3回の妊婦健康診査受診票を交付し、健診にかかる費用の一部を助成します。

★量の見込みの考え方

妊娠届出の実績や受診割合の動向を基に、今後の人口推計を考慮して算出しました。

★確保の内容の考え方

現状の体制で、量の見込みに対する必要な量を確保できます。

(単位：実利用人数／年)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	①量の見込み	5,877	5,779	5,682	5,576
	②確保の内容	5,877	5,779	5,682	5,576
	②-①	0	0	0	0

No.12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

★事業概要

低所得世帯等を対象に、各施設事業者において実費徴収を行うことができるとされている食事の提供に要する費用の一部を補助するとともに、生活保護世帯等を対象に、日用品及び文房具等の購入に要する費用等の一部を補助します。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

No.13 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

★事業概要

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図ります。

※本事業は「量の見込み」及び「確保の内容」設定の対象外。

V 認定こども園における教育・保育の一体的提供及び促進に関する体制の確保

No.	取組み	内 容
1	認定こども園に係る基本的考え方	(1) 就学前の子供に教育・保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を総合的に行う認定こども園の設置を推進するため、幼稚園及び保育所の設置者に適宜情報提供等を行います。 (2) 認定こども園、幼稚園及び保育所の連携を強化するため、円滑な事務の実施が可能な体制を整備します。
2	就学前における教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割と推進方策	(1) 発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することで、義務教育及びその後の教育の基礎を培い、子供を心身ともに健やかに育成します。 (2) 乳幼児及びその保護者が相互交流できる場所を開設し、子育てについての情報提供、相談や助言を行う等、子供の育ちを支援し、子育てをめぐる環境を整備します。
3	就学前における教育・保育の一体的提供の基本的考え方と必要性	(1) 乳幼児期の特性及び地域の実態を踏まえ、環境を通して教育・保育を行うことは、子供の生活全体を豊かにするため、家庭や地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。 (2) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき作成するカリキュラムに沿って、子供の視点に立った良質かつ適切な教育・保育を提供します

VI 産後の休業及び育児休業における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

No.	取組み	内 容
1	定員増による利用の確保	特定教育・保育施設等の創設・増改築等による定員増を図ることにより、産後休暇及び育児休業期間満了時からの円滑な利用を確保するよう努めます。
2	保育施設の円滑な利用への調整	育児休業を一定期間以上取得した後、保育施設への利用申込みをする場合に、優先して利用できるように配慮します。
3	情報の提供等	平成26年度から配置した保育サービス相談員により、産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の様々な情報提供や保護者の相談に応じます。

VII 子供に関する専門的な知識及び技術を要する支援の充実



1 児童虐待防止対策の充実	<p>児童虐待から子供を守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子供の保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない総合的な対策を行う必要があり、関係機関が連携し、地域全体で子供を守る体制の充実を図ります。</p> <p>(1) 虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、区役所等相談対応機関に専門性を有する職員を配置するほか、地域の関係機関との連携並びに情報の収集及び共有により支援を行う要保護児童対策地域協議会の取組みを強化します。</p> <p>(2) 児童相談所の人員体制の強化及び保護者への指導及び支援を行うための専門性の確保に努めます。</p> <p>(3) 予期しない妊娠、妊娠に関して悩みを抱える妊婦等に対する相談体制の充実、里親及び養子縁組等の必要な制度の周知等を行います。また、医療機関等との連携により、養育支援を必要とする子供や妊婦の家庭を把握し、適切な支援につなげていきます。</p> <p>(4) 児童虐待による死亡事例等の重大事例について地域特性を踏まえた検証を行い、その結果に基づき再発防止のための措置を講じます。</p>
2 社会的養護体制の充実	<p>児童福祉法の理念に掲げられた「家庭養育優先の原則」を徹底し、「子どもの最善の利益の実現」に向けて、社会的養育を必要とする子供や保護者に対する支援の充実を図るため、次の取組みについて盛り込んだ「静岡県社会的養育推進計画」を策定し、社会的養護体制の充実に取組みます。</p> <p>(1) 措置された子供や一時保護された子供の権利擁護の観点から、当事者である子供からの意見聴取や意見を酌み取る方策、子供の権利を代弁する方策について、取組みを進めます。</p> <p>(2) 子供家庭支援体制の構築のため、子ども家庭総合支援拠点の整備促進やショートステイ、トワイライツステイ事業等の支援メニューの充実を図ります。また、これら子供家庭支援体制の充足状況を鑑みながら、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進を検討します。</p> <p>(3) 「家庭養育優先原則」を実現するためには、代替養育を必要とする子供の受け皿として里親を増やす必要があります、新たな里親のリクルートや、子供と里親家庭のマッチング、里親への研修や支援等を包括的に行うフォースタリング業務の充実が求められます。児童相談所によるフォースタリング業務の充実と合わせ、民間のフォースタリング機関の活用により、質の高い里親養育の実現を図ります。</p> <p>(4) 代替養育を必要とする子供に対し、永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、児童相談所による養子縁組に関する相談支援体制の充実を図るとともに、養子縁組が適当と考えられる子供について、積極的に養子縁組を検討します。</p>

- (5) 「家庭養育優先原則」を進める中でも、施設の専門性を活かした養育を必要とする子供がいることから、「できる限り良好な家庭的環境」の中で、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援などが実施されるよう、乳児院や児童養護施設による小規模化かつ地域分散化や高機能化の取組みを支援します。また、これらの施設が子供家庭支援の専門機関として多機能化・機能転換の取組みを進めることで、里親や特別養子縁組等を含む在宅家庭への養育支援体制の充実が図られるよう支援します。
- (6) 一時保護は、迅速な安全確保やアセスメントが必要と判断された子供を、一時的に養育環境から離すものですが、目的を達成するために、外出、通信、面会、行動等が制限されることがあります。これらの子供の安全確保と権利制限については、子供の利益に配慮してバランスを保ち行われる必要があることを踏まえ、第三者評価や一時保護をした子供へのアンケートの実施など、子供が意見表明でき、権利が保証される仕組みを整えます。
- (7) 児童養護施設等で育った子供が、代替養育から離れた後も社会において自立できるよう、社会的養護自立支援事業を始めとした支援の導入を検討します。また、施設退所後の自立を支援する自立援助ホームの運営や退所者等アフターケア事業の実施など、地域で自立した生活を送るために必要な支援の体制を整備します。
- (8) 児童虐待相談対応件数は増加しており、重篤な事案の発生も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。こうした状況に対応するため、児童相談所の体制強化として、職員の人材の確保及び資質の向上に努めます。

3 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市は、静岡県、静岡市と共同で設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業に関する相談、就業情報の提供、職業紹介等、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の就業に関する総合的な支援を、第3部のひとり親家庭等自立促進に基づき実施します。

4 障がい児施策の充実等

発達に課題のある子供や保護者が早期に適切な支援を受けられるため、保育所等を巡回し、園の職員等に助言や技術的支援を行う等、関係機関の連携を強化し、一人一人の発達段階に応じた一貫した支援体制を整備します。

発達障害に関しては、発達相談支援センターと連携をとりながら専門的情報及び関係機関への支援手法の提供を推進します。

なお、障がいのある人の自立及び社会参加の支援のための施策は、総合的かつ計画的な推進を図るため、第3次浜松市障がい者計画(平成30年度～令和5年度)や第5期浜松市障がい福祉実施計画・第1期浜松市障がい児福祉実施計画(平成30年度～令和2年度)により推進します。

VIII 子供の貧困対策の充実

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が施行され、平成28年度国民生活基礎調査（厚生労働省）によれば、平成27年の我が国の子どもの貧困率は13.9%と前回調査（平成24年）と比較して2.4ポイント改善していますが、依然として7人に1人が貧困状態にあり、未だ多くの子供が支援を求めている状況です。

このような状況を背景に令和元年6月には法律が改正され、令和元年度内には国が対策の方針を示した「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）についても、見直しが行われる予定です。

本市においても、子供の現在と将来が生まれ育った環境に左右されることなく、全ての子供の健やかな育成及び教育の機会均等が保障され、子供一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、引き続き貧困解消に向けて子供の貧困対策を総合的に推進するともに、法律改正や大綱見直しを踏まえ、その取組みを充実します。

また、平成28年度に策定した「子どもの未来サポートプロジェクト」についても、地域で活動する関係団体等との連携した支援が円滑に行われるよう、見直しを図りながら体制の整備に努めます。

No.	取組み	内容
1	教育の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市立小・中学校へのスクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりに応じたきめ細やかな指導・相談体制の充実を図ります。 (2) 児童養護施設、ひとり親家庭、生活保護世帯等の子供に対する学習支援を実施し学習意欲の喚起を図ります。 (3) 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用を援助します。 (4) 奨学金及び母子父子寡婦福祉資金の積極的な活用により高等教育の機会を保障し、意欲と能力のある学生が経済的な理由で就学を断念することがないよう支援します。
2	生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童養護施設等入所児童に対して、入所から退所後の就職・進学に至るまでのきめ細やかな支援を実施し、児童の社会的自立を促す体制を整備します。 (2) 児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援により、施設入所児童の家庭的養護を推進します。
3	保護者に対する就労の支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) ひとり親家庭の保護者に対する資格取得に対する支援や、母子家庭等就業自立支援センターでの就業支援を推進します。 (2) 生活困窮者に対する求職支援を推進します。